

食品衛生管理の国際標準化に関する検討会 最終とりまとめ

平成28年12月

<検討会の経緯>

平成 28 年 3 月 7 日	第 1 回	HACCP を取り巻く国内外の現状説明 議論のポイントの討議・整理
平成 28 年 4 月 22 日	第 2 回	HACCP を取り巻く国内外の現状説明 議論のポイントの討議・整理
平成 28 年 5 月 23 日	第 3 回	業界団体からのヒアリング、討議
平成 28 年 6 月 15 日	第 4 回	業界団体からのヒアリング、討議
平成 28 年 7 月 13 日	第 5 回	業界団体からのヒアリング、討議
平成 28 年 8 月 22 日	第 6 回	業界団体からのヒアリング、討議
平成 28 年 9 月 9 日	第 7 回	業界団体からのヒアリング、討議
平成 28 年 9 月 20 日	第 8 回	「中間とりまとめ骨子（案）」に関する討議
平成 28 年 10 月 17 日から 11 月 15 日まで		「中間とりまとめ」に関する意見募集
平成 28 年 12 月 14 日	第 9 回	「最終とりまとめ（案）」に関する討議
平成 28 年 12 月 26 日		「最終とりまとめ」公表

<構成員名簿>

(50 音順、敬称略)

五十君 静信 (座長)	東京農業大学応用生物科学部生物応用化学科教授
内堀 伸健	日本生活協同組合連合会・総合品質保証担当
川崎 一平	(一財) 食品産業センター技術環境部長
岸田 一男	(公社) 日本輸入食品安全推進協会理事 (株式会社 明治 執行役員)
桑崎 俊昭	(公社) 日本食品衛生協会専務理事
河野 康子	(一社) 全国消費者団体連絡会事務局長
関根 吉家	(一社) 日本能率協会審査登録センター システム審査部技術部長
土谷 美津子	イオン株式会社
中嶋 康博	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
中村 重信	東京都福祉保健局健康安全部食品監視課長
山口 由紀子	相模女子大学人間社会学部社会マネジメント学科教授

<オブザーバー>

農林水産省食料産業局食品製造課食品企業行動室
国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部

食品衛生管理の国際標準化に関する検討会 最終とりまとめ

I はじめに

食品の衛生管理へのHACCP（ハサップ：Hazard Analysis and Critical Control Point）の導入については、平成5年に食品の国際規格を定めるコーデックス委員会（国際連合食糧農業機関（FAO）及び世界保健機関（WHO）により設置された国際的な政府間組織）において、ガイドラインが示されてから20年以上が経過し、先進国を中心に義務化が進められてきた。HACCPによる衛生管理は、我が国から輸出する食品にも要件とされるなど、今や国際標準となっている。

HACCPによる衛生管理とは、食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする手法である。HACCPによる衛生管理は、それぞれの事業者が使用する原材料、製造方法等に応じて自ら策定し、実行するため、従来の一律の衛生管理基準による手法よりも、合理的で有効性が高い手法である。

ただし、HACCPによる衛生管理はこれまでの衛生管理と全く異なるものではなく、これまでの衛生管理を基本としつつ、科学的な根拠に基づき、HACCPの原則に則して体系的に整理し、食品の安全性確保の取組を「見える化」しようとするものである。

HACCPによる衛生管理は、食品の安全性の向上につながることはもちろん、食品の提供に際して、食中毒等の食品事故の防止や、事故発生時の速やかな原因究明に役立つものであり、食品を提供する事業者にとってもメリットが大きく、同時に消費者のメリットにもつながるものと考えられる。

我が国では、これまで、食品衛生法に基づく規格基準等、各種の衛生規範、大量調理施設衛生管理マニュアル、ガイドライン等に基づき、食品や業態の特性に応じて衛生管理の向上に取り組むとともに、平成7年以降は「総合衛生管理製造過程承認制度」をはじめ、様々な施策により、HACCPの普及を図り、大規模事業者を中心に普及が進んできた。一方、中小事業者については、「食品製造におけるHACCPによる工程管理の普及のための検討会」提言（平成27年3月）に基づく普及策を進めているが、依然として、その普及が課題となっている。

こうした取組によって、国内の食品の安全性の確保が図られてきたが、国内での食中毒の発生状況は、厚生労働省による食中毒統計調査では年間で事件数では約1000件、患者数では約2万人で推移しており、近年下げ止まりの傾向が見られている。

厚生労働科学研究によれば、臨床検査施設での検査結果等から推定されたサルモネラ等の食品媒介感染症被害実態は、食中毒統計の100～1000倍ともされ、今後、高齢化人口の割合の増加に伴って、食中毒リスクが高まっていくことも懸念される。また、ここ数年の状況をみると、ガラスや金属等の危害性のある異物混入等による食品回収事例の告知件数が増加傾向にある。

こうした状況に対応し、国内の食品の安全性の更なる向上を図るためには、これまでの衛生管理の取組に加え、事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因を把握し、特に重要な工程を管理することによって結果としてそれらの危害要因を食品衛生上問題の無いレベルにまで除去又は低減させ、これらを文書化するHACCPによる衛生管理を更に広く定着させていく必要がある。

また、一部の食品製造事業者や輸出用食品の製造事業者だけが取り組むのではなく、フードチェーン全体でHACCPによる衛生管理に取り組むことによって、原材料の受け入れから製造、加工、販売に至るまで、各段階で関わる食品等事業者のそれぞれの衛生管理の取組・課題が明確化されることとなる。これにより、フードチェーン全体の衛生管理が「見える化」され、我が国の食品全体の安全性の向上につながるものと考えられる。

一方で、近年の食品流通の更なる国際化や、食品製造の現場での外国人労働者の増加、訪日外国人観光客の増加、さらには平成32年の東京オリンピック・パラリンピックの開催等を見据えると、我が国の食品衛生管理の水準が国際的に見ても遜色のないものであることを、国内外に示していく必要性が高まっている。

こうした状況を踏まえると、諸外国でも導入が進められ、食品の衛生管理の国際標準となっているHACCPによる衛生管理について、制度として位置付け、定着を図っていくことが必要である。

その際、食品ごとの特性や、事業者の状況等を踏まえつつ、実現可能な方法で着実に取組を進めていくことが重要である。

なお、依然として多くの食中毒の原因が、現在の規制で定められている一般衛生管理の実施の不備によるものであり、施設設備、機械器具等の衛生管理、食品取扱者の健康や衛生の管理等の一般衛生管理についても、着実に取り組んでいくことが、食品の安全性を確保するためには不可欠である。

こうした観点から、国内や諸外国の現状等を踏まえつつ、我が国におけるHACCPによる衛生管理の制度のあり方について、業界団体からのヒアリングを行いつつ、これまで計8回の議論を重ねた結果について、平成28年10月に中間的にとりまとめた。

この中間とりまとめについて、平成28年10～11月に国民から意見募集を行い、その結果を踏まえて、更に議論を行い、最終とりまとめを行った。

Ⅱ HACCPを取りまく現状とこれまでの施策の検証

1 国内の現状とこれまでの施策の検証

(1) 我が国のHACCPに関連する制度等としては、食品衛生法に基づく総合衛生

管理製造過程承認制度や、H A C C Pによる衛生管理の基準（食品衛生法に基づく管理運営基準（ガイドライン）（従来型の衛生管理基準との選択制）等）、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（H A C C P支援法）、国の輸出認定の仕組み（対米国・対E U（欧州連合）等）に向けた輸出食肉及び水産食品）、民間認証の仕組み等がある。

ア．総合衛生管理製造過程承認制度

総合衛生管理製造過程承認制度は、H A C C Pを基礎とした食品衛生管理の方法を我が国で初めて法律に位置付けたものである。総合衛生管理製造過程の承認は、事業者がH A C C Pの考え方に基づいて自ら設定した食品の製造加工方法及びその衛生管理の方法について、厚生労働大臣が承認基準に適合することを承認する仕組みである。

この承認を受けた製造加工は、食品衛生法第11条第1項の製造加工基準によらない場合でも、同項に基づく基準に適合したものとみなされることとされている。また、同項の製造加工の基準と同じ方法をとる場合であっても、承認を受けることは可能であり、我が国におけるH A C C Pの普及に活用されてきた。

平成28年11月現在、490施設（709件、製造加工基準の例外承認2施設、2件を含む。）が承認を受けている。

イ．H A C C Pによる衛生管理の基準の導入（従来型の基準との選択制）

H A C C Pの段階的な導入を図るため、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」※（平成26年5月12日改正）、と畜場法施行規則第7条に定めると畜業者等の講ずべき衛生措置の基準及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第4条に定める食鳥処理業者の講ずべき衛生措置の基準（平成26年5月12日改正、平成27年4月1日施行）が改正され、従来の基準に加え、新たにH A C C Pを用いて衛生管理を行う場合の基準が規定された。

※ 食品衛生法第50条第2項に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が営業施設の衛生管理上講ずべき措置を条例で定める場合の技術的助言。

ウ．食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（H A C C P支援法）

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法は、国として、事業者のH A C C P導入のための金融上の支援措置を講じることとして、平成10年に制定された。この法律では、厚生労働大臣及び農林水産大臣が食品の種類ごとに指定した事業者団体等（指定認定機関）が、製造過程の管理の高度化に関する基準を作成し、食品製造事業者が作成する高度化計画を認定する。当該計画に従ってH A C C Pを導入する事業者に対して、（株）日本政策金融公庫が長期低利融資を実施する。

平成28年3月末現在、24指定認定機関において、390の高度化計画、13の高度化基盤計画が認定されている。

エ. 国の輸出認定の仕組み

HACCPの導入が義務化されている米国やEU等に向けて食肉や水産食品の輸出を行うため、HACCPを含むこれら輸出先国の基準に適合する施設を国又は地方自治体において個別に認定する仕組みを設けている。認定を受けた施設は、輸出の都度、衛生証明書の発給を受ける（米国向け輸出水産食品を除く。）とともに、定期的に国又は輸出先国による査察が行われ、HACCP、公的監督等の有効性の検証が行われる。

オ. 民間認証

民間認証は、国際標準化機構（ISO）などの団体又は業界団体が、独自に定めた食品の安全性等を確保するための規格に基づき、事業者の申請に基づき、認証機関等が認証を行うものである。HACCPによる食品の安全管理の基準を要素として取り入れているISO22000、FSSC22000、JFS等の規格がある。

民間認証を導入するメリットとしては、「食品安全管理のレベル向上」、「消費者や外部の取引先からの信頼」、「企業のイメージアップ」、「製品に対する一貫した管理方法の確立」等が考えられる。

- (2) さらに、これまで、HACCPの普及のため、厚生労働省、農林水産省、地方自治体において、様々な取組を行ってきた。

ア. 厚生労働省

HACCP導入支援のためのツールとして、HACCP導入のための動画や業界別HACCP入門のための手引書の作成、HACCPモデル例の紹介等を行っている。

また、地域連携HACCP導入実証事業（モデル事業）や、HACCPチャレンジ事業、HACCP指導者養成研修を実施するとともに、HACCP普及推進連絡協議会（中央・地方）の開催を通じ、行政機関、食品等事業者、消費者等の関係者の間の情報共有及び共通認識の形成を図っている。

イ. 農林水産省

HACCP導入のための施設整備の費用への支援、指導者育成のための研修の支援等の事業を行っている。また、HACCPを含む国際的な基準に合致した日本発の食品安全管理規格の策定等を支援している。

ウ. 地方自治体

条例等により、HACCP導入型の管理運営基準の策定や、食品等事業者向け講習会の開催等の技術的支援、HACCP導入型の管理運営基準を実践する食品等事業者の把握や、監視指導の実施、地方自治体独自の認証事業の運営等を行っている。

- (3) こうした取組のもとで、国内のHACCPの導入の状況を見ると、農林水産省の「食品製造業におけるHACCPの導入状況実態調査」（平成27年度、従業員数5人以上の製造業が調査対象）では、「すべての工場又は一部の工場で導

入」又は「導入途中」と回答した企業が大規模層（食品販売金額 100 億円以上）では約 90%を占める一方、中小規模層（同 1～50 億円）では約 35%にとどまっており、中小規模層の事業者における普及が進んでいない状況にある。

また、厚生労働省が地方自治体等を通じて実施した調査（平成 26 年度、食品製造業のほか、集団給食施設、従業員数 4 人以下の事業者等も調査対象）によると、HACCP 導入率は約 15%弱となっており、ほとんどの業種において、HACCP 導入に関心があるが、「具体的に検討してない」とした施設の割合が多い。

- (4) このように、HACCP に関する制度や普及促進策により、大規模事業者での HACCP の導入は進んできたものの、中小規模事業者での HACCP の導入が進んでいない。

その理由としては、HACCP の導入のメリットが感じられないことや、コストが掛かるという見方、推進や指導・助言できる人材が不足している等の課題が指摘されている。

その背景には、HACCP による衛生管理がこれまでの衛生管理とは全く異なる難しいもので、設備や施設に多大な投資をしなければ導入できないと認識されていること、一般消費者の HACCP に対する理解が進んでいないこと等が考えられる。

さらに、総合衛生管理製造過程承認制度、民間認証、地方自治体 HACCP、業界 HACCP 等の取組により、それぞれの業種や地域の実情に合った形での HACCP による衛生管理の普及推進が図られてきた一方で、それらの要件の統一が図られてこなかったことにより、いったい何をどこまで実施すれば「HACCP に取り組んでいる」ことになるのかということが分かりにくく、そのことが HACCP による衛生管理の普及が進まない要因の一つにもつながっていると考えられる。

2 欧米における制度化の現状

- (1) EU では、法的拘束力のある欧州委員会規則により、規模や業種に関係なく、全ての食品事業者（一次生産者を除く。）に対して、HACCP による衛生管理の導入を義務付けている。

さらに、動物由来食品を扱う事業者に対しては、各国規制当局の認可を受ける必要があり、一般衛生管理及び HACCP による衛生管理が適切に実施されていることを実地監査により確認している。また、EU 域外からの輸入についても、輸出国当局が EU の規制要件に合致していることを確認した施設からのみ輸入が可能となっている。

欧州委員会が策定した一般衛生管理及び HACCP による衛生管理の導入のためのガイダンスでは、特に小規模事業者における HACCP の弾力的運用に配慮しており、各加盟国政府及び業界団体は、当該ガイダンスに準じて、小規模事業者や飲食・小売店等でも実践できるようなガイダンスを策定するなど、

必要な支援を行っている。

- (2) 米国では、食肉、食鳥肉、水産食品及びジュースについて、一般衛生管理及びHACCPによる衛生管理が義務付けられており、一般的なHACCPモデルの公開、ガイドラインの作成、研修プログラムの作成等により、事業者の規模に応じた支援策が実施されている。

また、平成23年に成立した食品安全強化法により、食品の製造・加工・保管・包装事業者（小規模事業者等を除く。）についても、HACCPに類似した危害要因分析及び予防管理を含む食品安全計画の作成・管理が求められることとなった（平成28年9月から順次施行）。

このほか、カナダやブラジル、オーストラリア、ニュージーランド等でも、HACCPの義務化が進められており、香港やシンガポール等の食品の多くを輸入に頼っている国や地域ではHACCPの導入が輸入要件とされるなど、世界的にもHACCPの導入の動きが進んでいる。

3 関係業界の現状と制度化への対応

HACCPの制度化の検討に当たって、関係業界の現状を把握するため、本検討会では6回にわたり、24の業界団体からヒアリングを行った。

ヒアリングにおいては、HACCPの導入の必要性に一定の理解を示しつつも、業種ごとの特性や事業者の規模等を踏まえた配慮や支援の必要性について、多くの業界団体から意見が出された。

ヒアリングでの主な意見等については、次のとおりである。

(1) 乳及び乳製品

【一般社団法人日本乳業協会】

- ・ 一日当たりの乳処理量が2トン以上の工場（全体の約5割）の約6割が総合衛生管理製造過程の承認施設。
- ・ ①生乳等の原材料、②原材料の保管・輸送、③製造工程、④保管・流通販売の各段階での衛生的取扱いが重要と認識。

【全国乳業協同組合連合会】

- ・ 会員企業の約4割が総合衛生管理製造過程制度の承認を取得しておらず、そのうち半数が今後も取得予定はない。
- ・ 人材及び資金の確保が課題であり、企業の規模によって、総合衛生管理製造過程制度に準じた衛生管理の指導監督の仕組みを用意してほしい。

(2) 清涼飲料製造業

【一般社団法人全国清涼飲料工業会】

- ・ HACCPの導入状況は、大手の事業者はほぼ全ての事業者で導入済み、中

- ・ 小規模の事業者では約 1 割が導入済み。
- ・ 制度導入に伴う個別の追加作業を民間認証規格の活用により最小化してほしい。
- ・ 総合衛生管理製造過程の整理を適切に行ってほしい。
- ・ 中小規模の事業者が実施可能な制度とした上で、現場で活用できるツールの提供などが必要。
- ・ 監視指導の水準を確保してほしい。

(3) 水産食品加工業

【全国水産加工業協同組合連合会】

- ・ 加盟企業のうち、4 分の 3 は従業員 19 名以下の中小零細企業。
- ・ 人手不足、機械化への対応の遅れ、経験則の優先、記録管理の徹底不足等が課題であり、事業規模等を踏まえた段階的な衛生管理手法の確立や H A C C P 認定制度の理解を深めることが必要。

(4) 缶詰、びん詰、レトルト食品製造業

【公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会】

- ・ H A C C P の導入状況は、従業員数 300 名以上の大企業はほぼ導入済みであり、中小企業では約半分程度が導入済み又は一部導入。
- ・ 人材の不足が課題であり、制度の段階的な導入、標準的なテキストの作成、地方自治体の監視指導の方針の統一化、専門的知識のある食品衛生監視員の養成等が必要。

(5) 冷凍食品製造業

【一般社団法人日本冷凍食品協会】

- ・ 協会独自の工場認定制度を運用しており、平成 21 年度版に H A C C P 的管理手法を取り入れた認定基準に改定し、現在約 400 施設を認定している。本年 4 月に公表した平成 29 年度版では、コーデックスのガイドラインを踏まえた H A C C P による衛生管理の基準を明確化し、現在、移行のための指導を実施している。
- ・ H A C C P の制度化に当たっての規格や要求事項の明確化、標準的な手引書やマニュアル等の作成、一元的な教育・指導体制の構築等が必要。

(6) と畜、食肉処理業

【ＪＡ全農ミートフーズ株式会社】

- ・ 食肉販売業のうち、個人経営の事業者の約 65% は 60 歳以上。
- ・ 一般衛生管理等の前提条件が重要であり、事業者のレベルに合わせた選択ができることが必要。また、H A C C P の導入のための土壌を作ることも重要。

【全国食肉センター協議会】

- ・ 一部施設では、ISO22000 等を導入。
- ・ 認定制度の有無、助成事業の検討、検査態勢の充実、的確な指導が必要。何を実施すれば H A C C P に取り組んでいることになるのか明確にしてほしい。

(7) 食鳥肉処理業

【一般社団法人日本食鳥協会】

- ・ 施設整備、人的配置が困難であることが課題であり、何を実施すればH A C C Pに取り組んでいるといえるのか、明確にしてほしい。

【日本成鶏処理流通協議会】

- ・ 人材不足、事業の規模による違い、施設の老朽化、資金不足が課題。

(8) 鶏卵格付包装・液卵製造業

【一般社団法人日本卵業協会】

- ・ 一部事業者は、日本卵業協会G P センターH A C C P、ISO22000、FSSC22000等を取得。
- ・ 様々な規模の事業者がいるため、全事業者対象にH A C C Pを義務化すべきではない。卵選別包装施設の衛生管理要領のような簡便なH A C C P対応のモデルをつくるべき。

(9) 食肉製品製造業

【一般社団法人日本食肉加工協会】

- ・ 一部事業者は、ISO22000、FSSC22000等の国際規格や総合衛生管理製造過程制度の承認等を取得。
- ・ 保健所等による十分な指導助言、経費への支援、一定規模以下の事業者のH A C C Pの義務化の免除や猶予期間の設定が必要。

(10) 給食サービス

【公益社団法人日本給食サービス協会】

- ・ 既存の大量調理衛生管理マニュアルで十分ではないのか。提供する食品のメニュー数も多く、危害分析が難しい。業界に応じたH A C C Pの具体的な方法を示してほしい。

(11) 惣菜製造業

【一般社団法人日本惣菜協会】

- ・ 従業員50人以下の中小企業が会員の過半数を占める。
- ・ 大手の事業者はH A C C Pを導入済みだが、中小の事業者では、施設や従業員教育において、基準を満たせない事業者が多い。零細事業者では全てが不足。
- ・ 全事業者一律の基準でH A C C Pを義務化することは実効性が乏しい。リスクの大きい大量調理の施設に限定するなど、規模別の基準設定が必要。

(12) 弁当製造業

【一般社団法人日本弁当サービス協会】

- ・ 一部の事業者で、ISO22000や自治体H A C C P等を導入済み。
- ・ 資金面での助成や税の軽減措置等の支援、分かりやすい情報の提供、公的な機関によるH A C C Pの導入指導体制等が必要。

(13) 外食

【一般社団法人日本フードサービス協会】

- ・ 中小零細事業者が多く、多種多様な業種・業態が混在。
- ・ 外食店舗の構造上、HACCPを導入することは極めて困難。特に小規模事業者では対応が難しい。
- ・ 加工食品と同様のHACCPを導入することは難しく、法的な義務ではなく、柔軟な考え方が重要。統一的な指導、啓発、自主的な取組への支援が必要。

(14) 味噌製造業

【全国味噌工業協同組合連合会】

- ・ 会員約 930 社のうち、10 社程度が民間の国際認証を取得。
- ・ HACCP＝施設整備という認識があり、小規模事業者は事業継続に不安がある。都道府県や地域単位での講習会の開催や、使い勝手のよい助成金制度、段階的な取組が選択可能な仕組み、相談窓口等の普及対策の整備が必要。

(15) 醤油製造業

【日本醤油協会・全国醤油工業協同組合連合会】

- ・ 約 1300 社の事業者がおり、中小零細事業者が圧倒的に多い。
- ・ 大手 5 社、準大手 24 社、その他数社の中で輸出を行っている企業は、FSSC22000 等の国際規格を取得。JAS 認定施設（全体の 4 割）であれば、HACCP 導入は比較的容易と想定。
- ・ 人材の確保が困難。施設・設備を含めた一般衛生管理のレベルに差があっても事業者が営業を継続できるような HACCP の制度化を希望。

(16) パン製造業

【一般社団法人日本パン技術研究所】

- ・ 大手 21 社、中小企業約 1500 社。個人店は約 12000 店舗。多品種生産を行っており、大手企業で 500～700 種類、中小企業・個人店では 50～100 種類を製造。
- ・ クレームの多数が健康上の危害のない異物混入であり、HACCP の制度化よりも、一般衛生管理の徹底が重要。

(17) 漬物製造業

【全日本漬物協同組合連合会】

- ・ 全国の会員約 915 社のうち、従業員 50 人以下の小規模事業者が約 85% を占める。
- ・ ISO22000 等を取得しているのは会員の約 4 %。漬物の衛生規範の改正により浅漬けに関する衛生管理の取組は進んできたが、その他の漬物の取組が遅れている。
- ・ 漬物製造業を営業許可業種として事業者の全数を把握すること、漬物それぞれの特性を理解した指導、資金面での援助、教育訓練の機会を増やすこと等が必要。

(18) 飲食業

【全国飲食業生活衛生同業組合連合会】

- ・ 40 都道府県組合、約 85000 名加盟。組合員の約 6 割が個人経営。新規・廃業の入れ替わりが頻繁にある。
- ・ 飲食店の事業の規模や構造上、H A C C P を導入することは極めて困難。特に小規模事業者では対応が難しい。
- ・ 加工食品と同様に H A C C P を導入することは難しく、法的な義務ではなく、柔軟な考え方が重要。H A C C P の認知度の向上や統一かつ簡略な導入の手引き、セミナー開催等の支援が必要。

【公益社団法人日本食品衛生協会】

- ・ H A C C P は食品の安全性を確保する上で優れた手法であり、国際標準として各国で制度化されていることを踏まえると、我が国での H A C C P の制度化は避けて通れない課題と認識している。
- ・ 事業者の実情を踏まえた、実現性のある衛生管理計画を策定する必要がある、また、記録の合理化・簡素化も必要。そのための業界団体による手引書の作成、食品等事業者や食品衛生責任者に対する情報提供、技術支援、教育・訓練の実施とそのための十分な時間の確保が必要。

(19) 食品小売業

【日本チェーンストア協会】

- ・ 各店舗や売り場レベルで H A C C P を導入することは困難。法令に基づく義務化ではなく、H A C C P の考え方の普及を図り、自主的な取組を誘導するようなあり方とすべき。
- ・ 店舗全体の従業員数を基礎とした基準の検討が行われているが、営業許可は店舗ごとではなく作業場ごとに取得しており、店舗全体の従業員数を基礎にせず、柔軟な基準を設定すべき。
- ・ 多品種・少量を取り扱う事業の特性から、全品種のチェックは困難であり、多様な手法を検討すべき。記録の保管についても簡単な方法の検討や、統一的な保健所等の指導・助言、監視指導に当たる者の多様な実態への理解醸成も必要。

【一般社団法人日本スーパーマーケット協会】

- ・ 食品スーパーは多品種・少量販売が基本であり、事業者の規模によって、作業場のあり方や衛生管理のレベルも様々。
- ・ 一律に高い基準を義務付けるのは現実的ではなく、多品種・少量販売であるという特性、変更頻度も高いこと等の特性を踏まえた対応が必要。記録の保存についても簡易な方法の検討が必要。

4 輸入食品や輸出食品への対応

輸入食品の安全対策としては、食品衛生法に基づく「輸入食品監視指導計画」を策定し、我が国の規制の情報提供、二国間協議、現地調査、技術協力等の輸出国対策、輸入届出や輸入時検査等の輸入時対策及び国内流通時の監視指導等の国内対策の3段階での対策を講じている。

我が国においてHACCPによる衛生管理が制度化されていないことから、輸出国に対してHACCPによる衛生管理を我が国への輸出の要件とはしていない。

一方、食肉や水産食品を我が国から輸出する場合には、輸出先国の衛生要件を満たす必要があり、HACCPを義務化している輸出先国に対しては、HACCPを含む衛生要件を二国間で取り決めた上で、必要に応じて、施設の認証や衛生証明書の発行等を行っている。

Ⅲ HACCPの制度化のあり方

1 具体的な枠組み

(1) 衛生管理についての基本的な考え方

一般衛生管理は、食品の安全性を確保する上で必ず実施しなければならない基本的な事項であり、加えて、食中毒の原因の多くは一般衛生管理の実施の不備であることから、食品の安全性を確保するためには、施設設備、機械器具等の衛生管理、食品取扱者の健康や衛生の管理等の一般衛生管理を着実に実施することが不可欠である。このため、一般衛生管理をより実効性のある仕組みとする必要がある。

その上で、HACCPによる衛生管理の手法を取り入れ、それぞれの事業者が使用する原材料、製造方法等に応じて、食中毒菌汚染、異物混入等の危害要因を把握し、それらを食品衛生上問題のないレベルにまで除去又は低減するために特に重要な工程を管理し、検証・改善する仕組みを自ら構築し、実行することにより、我が国の食品の安全性の更なる向上を図ることが必要である。

(2) 対象となる事業者の範囲

HACCPによる衛生管理の考え方は、事業者が自ら考えて安全性確保のための取組を推進させることであり、フードチェーン全体で取り組むことによって、原材料の受入れから製造・加工、販売に至るまで各段階で関わる食品等事業者のそれぞれの衛生管理の取組・課題が明確化されることにつながる。

このため、国内の食品の安全性の更なる向上を図る観点から、フードチェーンを構成する食品の製造・加工、調理、販売等を行う食品等事業者を対象とすることが適当である。

また、食品衛生法の営業の規制が施設単位で適用されていることを踏まえ、食品の製造・加工、調理、販売等を行っている営業の施設単位での適用を基本と

することが適当である。

対象となる食品等事業者の範囲については、現行の食品衛生法の許可業種（34業種）に限らず、全ての食品等事業者を対象として検討することが適当である。

（３） 衛生管理計画の作成

食品等事業者自らが使用する原材料、製造方法、施設設備等に応じて、食品等の製造・加工、調理等を行っている施設ごとに、一般衛生管理及びHACCPによる衛生管理のための計画（以下「衛生管理計画」という。）を作成することを基本とすることが適当である。

衛生管理計画については、新たな知見や計画の作成後の原材料、製造工程の変更等を踏まえて必要に応じた見直し及び定期的な見直しを行うことが必要である。

衛生管理計画の作成に当たっては、食品の業態や特性を考慮し、業界団体等と連携しながら、当該計画の策定及び実施の支援を行うことが必要である。

衛生管理計画には、一般衛生管理の概要に加え、後述する基準Aにあつては製品説明書、製造工程図、危害要因分析表及びHACCPプランの概要、基準Bにあつては製品の概要、必要に応じてHACCPの考え方に基づく管理の概要が含まれると想定される。（（４）参照）

（４） 適用する基準の考え方

コーデックスのガイドラインに基づくHACCP（以下「コーデックスHACCP」という。）の7原則が一定程度普及している我が国でHACCPによる衛生管理を制度化するに当たっては、コーデックスHACCPの7原則を要件とする基準（基準A）を原則としつつ、コーデックスHACCPの7原則をそのまま実施することが困難な小規模事業者や一定の業種等については、コーデックスHACCPの7原則の弾力的な運用を可能とするHACCPの考え方に基づく衛生管理の基準（基準B）によることができる仕組みとすることが適当である。

a) 基準A（コーデックスHACCPの7原則に基づく衛生管理）

コーデックスHACCPの7原則を要件とし、具体的には、別紙参考の考え方に基づくものとする。

b) 基準B（HACCPの考え方に基づく衛生管理（一般衛生管理を基本として、業界団体が事業者の実情を踏まえ、厚生労働省と調整して策定した使いやすい手引書等を参考にしながら必要に応じて重要管理点を設けて管理する衛生管理））

（対象業種等の考え方）

従業員数が一定数以下等の小規模事業者のほか、当該店舗での小売販売のみを目的とした製造・加工、調理を行っている事業者、提供する食品の種類が多く、かつ、変更頻度が高い業種又は一般衛生管理による対応で管理が可能な業種等（飲食業、販売業等）、一定の業種等を対象とする。小規模事業者の範囲

については、従業員数、出荷量等について考慮するとともに、地方自治体等の運用にも留意する観点から、食品表示法等の他法における取扱いも参考にし、判断基準を示すべきである。

その際、実質的に適用が除外される事業者がないように留意するとともに、最終的な食品としての安全性は、基準Aが適用される事業者と同等の水準を確保する必要がある。

(基準Bの内容)

一般衛生管理を基本として、業界団体の手引書等を参考にしながら必要に応じて重要管理点を設けて管理することを可能とし、その他の点についても弾力的な取扱いを可能とする。

具体的には、危害要因分析、モニタリング頻度の低減、記録の作成・保管の簡素化、重要管理点設定への規格基準の活用等について別紙参考の考え方を踏まえる。このため、基準Bについては、食品の特性や業態等に応じて、一般衛生管理に加えて重要管理点を設けるものから一般衛生管理のみの対応で管理が可能なものまで、多様な取扱いが想定される。

(基準Bへの対応)

厚生労働省が示している食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針、大量調理施設衛生管理マニュアルや各種衛生規範、各業界団体が作成した衛生管理マニュアル等を基本に、衛生管理計画の策定や実施が容易となるよう配慮する。

また、食品の特性や業態等も考慮し、小規模事業者等も取り組みやすいものとする。

なお、基準の適用に際し、と畜場及び食鳥処理場（認定小規模食鳥処理場を除く。）については、食肉処理工程が共通であること、検査員が常駐していることといった食肉処理業に特有の状況や、諸外国においてもコーデックスHACCPが適用されていること等を考慮し、基準Aを適用するべきである。

(5) 監視指導

HACCPによる衛生管理については、一般衛生管理とともに食品等事業者が遵守しなければならない衛生管理の基準として位置付け、監視指導を行うこととすることが適当である。

地方自治体の食品衛生監視員は、営業許可手続、立入検査等の様々な機会を通じて、衛生管理計画の作成の指導・助言を行うほか、その内容の有効性や実施状況等を検証することとすることが適当である。

特に、施行時における基準Bの導入については、事業者に対して重点的な指導・助言を行う必要がある。また、基準Bが適用される事業者であっても、基準Aを満たしている場合にはその旨を食品衛生監視票に記載するなど、事業者の衛生管理の意識向上に向けた支援を行うこととすることが重要である。

2 制度施行に当たっての普及のあり方

- (1) 基準Aの導入の支援に当たっては、厚生労働省が業種ごとに示しているHACCP導入の手引書及びモデル例を引き続き活用することが適当である。
また、英国でのHACCPプランの策定支援のWEBツール等を参考に、策定支援のためのシステムを開発するなど、より使いやすいHACCPの導入に向けた支援を行う必要がある。
- (2) 基準Bの導入の支援に当たっては、個別の食品ごと又は業態ごとに、事業者の実情を踏まえた使いやすい手引書を業界団体が厚生労働省と調整して策定し、事業者に提供するとともに、地方自治体においても、事業者の指導・助言に活用する必要がある。
- (3) また、大量調理施設衛生管理マニュアルをはじめ、各種の衛生規範、ガイドライン等についても必要な改訂を行うとともに、業界団体が手引書を作成する際の助言等を行うなど、厚生労働省として、必要な支援を行っていく必要がある。

3 総合衛生管理製造過程承認制度など既存のHACCP関連制度との関係

- (1) 総合衛生管理製造過程承認制度は、これまでHACCPの普及に一定の役割を果たしてきたが、全ての食品等事業者がHACCPによる衛生管理を義務付けることとする場合には、その役割を終えることから、廃止することとする。その際、食品衛生法第11条第1項の規格基準によらない製造加工過程に対する承認については、引き続き承認の仕組みを継続する必要がある。
総合衛生管理製造過程承認制度の承認施設については、当該承認基準がコーデックスHACCPの7原則に基づくものであることから、基準Aの要件を満たしていると考えられる。
- (2) ISO22000、FSSC22000、JFS等の民間認証で要求されるHACCPの要件は、基準Aが要求するコーデックスHACCPと同様の要件であることから、営業許可等の申請書類の提出時、監視指導計画の策定や監視業務に際し、これらの民間認証のために作成された資料や認定書、監査の結果等も活用してHACCPによる衛生管理の実施状況を確認すること等により、監視指導の効率化や事業者の負担軽減を図ることに十分配慮すべきである。

4 輸入食品及び輸出食品についての具体的な枠組み

- (1) 輸入食品については、輸入事業者自身による輸出国企業の現地調査等の取組と合わせて、既にHACCPを義務化している諸外国の例を参考にしつつ、輸出国との協議を進める必要がある。
特に、国内でコーデックスHACCPを基本とする基準Aの適用割合が高い

食品については、内外無差別の観点から輸入の要件とする必要がある。

- (2) 輸入対象食品にコーデックスHACCPを義務化している国については、二国間の協議、現地調査を通じて、制度の調査・分析、我が国の制度との同等性を確認することとし、その後も両国での監視、健康被害発生等の情報共有を図るとともに、輸入時検査や現地の査察を行い、同等性確認の検証を行うこととすることが必要である。
- (3) 一方、対象食品にコーデックスHACCPを義務化していない国については、二国間の協議、現地調査により、対日輸出条件を設定し、国内と同等の安全性が確保された食品が輸入されるよう対応し、協議後も二国間での情報共有、輸入時検査、現地査察を行い、対日輸出条件の遵守の検証を行うこととすることが必要である。
また、上記の二国間協議を円滑に進めるための体制強化に努めるべきである。
- (4) 輸入食品に関する制度の同等性の確認に当たっては、我が国から輸出する食品についても相手国において円滑な輸入が可能となるよう、二国間協議において対応することが適当である。

IV 制度化に向けた今後の課題

- 1. HACCPによる衛生管理の導入のためには、現場での導入手順の理解や、中心となって進めていく人材の育成、従業員の研修等が重要である。
しかしながら、食品等事業者においては、HACCPの導入には施設や設備の整備が必須である、輸出食品の問題である、重要管理点を必ず設けなければならないなどの誤解が生じており、HACCP普及の阻害要因となっていることから、HACCPに関する正確な知識を分かりやすく伝えるとともに、HACCPによる衛生管理の導入により、フードチェーンを通じた食品の安全性の確保が必要との認識の共有を図っていく必要がある。
- 2. 規模にかかわらず、HACCPに関する知識を有する人材の不足が指摘されており、基礎的な知識を持つ人材、事業所で中心となって導入を進める人材、指導・助言ができる人材等、現場のニーズにあった人材の育成を図る必要がある。
- 3. 基準Bの範囲の検討に際しては、従業員数、対象となる食品の業態や業種の特性等を踏まえ、対象となる業種における実現可能性にも十分配慮して、総合的に検討を進めることが必要である。
- 4. 食品の業態や特性を配慮し、衛生管理計画の策定が負担とならないよう衛生管理計画のフォーマットを含めた基準Bの手順書の作成を推進する必要がある。具体的には、基準Bの対象となる食品等事業者の対応が難しいと考えられる危害要因分析等のHACCPの原則や手順を整理するとともに、厚生労働省が示している食品等

事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針、大量調理施設衛生管理マニュアルや各種衛生規範、各業界団体が作成した衛生管理マニュアル等を基本として、衛生管理計画の策定及び実施を支援する内容とする。

5. 国、地方自治体の具体的な施策については、十分に連携を図りながら、食品等事業者に対して、きめ細かな支援を行っていく必要がある。
また、HACCPの導入支援、検証を適切に実施することができるよう、具体的な計画を策定するなど、スケジュールを事業者とも共有しながら進めていくことが必要である。その際、より効率的な支援を行うため、業界団体等との連携を図っていく必要がある。さらに、研修の充実等により食品衛生監視員の資質の向上を図り、その体制強化に努める必要がある。
6. 現在、食品衛生法の許可業種は34業種とされているが、それ以外に都道府県等の条例で許可業種としているものもある。HACCPの制度化に向けて、34業種以外の業種も含め、監視指導の際に必要なHACCP制度化の対象事業者を把握するための仕組みを構築し、制度の定着を図る必要がある。
7. また、食品の輸出入が増大する現状を踏まえ、食品の安全性の確保に関する輸出国及び輸出先国との連携、協力の強化を図り、制度の同等性の確認等の二国間協議を通じて、生産、製造・加工、流通段階での相互の協力体制の確保を図っていくことが重要である。
8. 小規模事業者を含む食品等事業者が円滑かつ適切にHACCPによる衛生管理に取り組むことが可能となるよう、十分な準備期間を設けることが必要である。
その際、事業者にきめ細かな支援を行っていくことができるよう、地方自治体等の監視指導とも連動して計画的に取り組む必要がある。
9. HACCPの制度について、事業者、消費者それぞれにも分かりやすく伝えるためのツールを作成し、周知を図っていく必要がある。

V HACCPに関する用語の取扱い

現行の関係法令等におけるHACCPに関する用語及び定義は、必ずしも一致しておらず、食品等事業者がHACCPを導入する際の混乱要因の一つと考えられる。そのため、食品衛生関係法令においてHACCP関係規定を設ける際には、コーデックスのガイドラインに準拠し、用語及びその定義を定めるべきである（別紙参考参照）。

HACCPの7原則の適用についての海外の考え方を参照して、整理したもの。

HACCP の7原則	基準 A コーデックスのガイドラインで 示された HACCPの7原則 を要件とする衛生管理を実施	基準 B HACCPの考え方に基づく 衛生管理（一般衛生管理を基本 として、業界等の手引書等を参 考に必要な応じて重要管理点 を設けて管理する衛生管理）を 実施
危害要因分 析	a) 一次生産から製造、加工、流 通、消費に至るまでの各過程 で【Codex ¹ 】 又は b) 製造の各工程で【EU ² , US ³ 】 食品衛生上問題となる微生 物、化学物質又は異物（危害 要因）を挙げること。 ・これらのうち、食品衛生上の 危害の発生頻度や程度を考慮 して除去または許容レベルま で減少させる必要があるもの について、これらの発生を防 止又は排除、若しくは許容で きる範囲まで低減するための 措置（以下「管理措置」とい う。）の一覧を作成すること。	・微生物、化学物質又は異物の 特定は管理措置の設定に必 要なレベルとすることがで きる。（e.g. 病原微生物-サ ルモネラ-サルモネラO4） 【FAO/WHO ⁴ 】
重要管理点 の決定	・管理措置のうち、重要管理点 を特定。 ・危害要因が、一般的な衛生管 理によって管理できると判断 された場合は、重要管理点の 設定は不要。【EU】	・一般衛生管理、管理措置等の ガイダンス ⁵ を使用すること ができる。【FAO/WHO】 ・比較的シンプルな工程の業 種については、予め推奨され たCCPを用いることができ る。【FAO/WHO】
管理基準の 設定	・重要管理点ごとに、食品衛生 上問題となる微生物、化学物 質又は異物を許容できる範囲 まで低減又は排除するための 基準 （温度、時間、水分含量、水 素イオン濃度、水分活性、有	同左

	効塩素濃度、目視による観察又は色調などを定めること。 ・法的な規則（食品衛生法に基づく規格基準等）や既存のHACCPガイダンスで推奨されたものを管理基準として用いる場合、妥当性の確認（有効性の検証）は不要【EU】	
モニタリング方法の設定	・重要管理点において、あらかじめ計画された継続的な管理指標の観察や測定により管理の状況を把握する方法を定めること。 ・モニタリングは、断続的な観察・計測も含まれるが、その頻度が信頼できる情報を得るに十分なものであることを検証しておくこと。【EU】	・管理基準と通常の調理法で達する最終温度との間に大きな差があるときや食品の色・質感の変化と管理基準の相関があるときは目視による確認とすることができる。【FAO/WHO】
改善措置の設定	・モニタリングにより重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずるべき改善措置の方法を定めること。	同左
検証方法の設定	・HACCP計画が適切に実施されていることを確認するための手順、手続又は試験その他の評価の方法を定めること。	同左
記録と保存の設定	・モニタリング、改善措置及び検証に関する事項について、その記録の方法並びに当該記録の保存の方法及び期間を定めること。 ・書類/記録の保管は、健康危害発生時のトレースバックに必要十分な期間でよい。（例：賞味期限の2ヶ月後まで）【EU】 ・既存のHACCPガイダンスの内容を、書類の一部として活用して差し支えない。【EU】	・日誌 ⁵ とすることができる。【FAO/WHO】

（注）

1. Codex. Hazard Analysis and Critical Control Point (HACCP) System and Guidelines for its Application (Annex of CAC/RCP1-1969)

2. EU. Guidance Document: Implementation of procedures based on the HACCP principles, and facilitation of the implementation of the HACCP principles in certain food businesses.
3. FDA. HACCP Principles & Application Guidelines.
4. FAO/WHO. FAO/WHO guidance to governments on the application of HACCP in small and/or less-developed food businesses.
5. (参考) SFBB (Safer food, better business) : 英国食品基準庁 (Food Standards Agency) が、小規模食品事業者の食品安全管理及び食品衛生に関する規制への遵守を支援する目的で作成したもの。現在、飲食店、小売店等 8 種類がある。SFBB は、一般衛生管理の 4C (Cross-contamination (交差汚染)、Cleaning (洗浄・清掃)、Chilling (冷蔵、冷凍) 及び Cooking (調理、加熱)) をベースに、HACCP の 7 原則を考慮して作成されている。

BSE対策：食品安全委員会への評価依頼の背景

● 現在の国内措置の根拠の一つである平成25年5月の食品安全委員会の食品健康影響評価

- 2009～2015年にBSE摘発頭数はほぼ0となり、以降、日本において飼料等を介してBSEが発生する可能性は極めて低くなる。
- 当面の間、検証を継続することとし、将来的には、より長期にわたる発生状況に関するデータ及びBSEに関する新たな科学的知見の蓄積を踏まえて、検査対象月齢のさらなる引き上げ等を検討するのが適当であると判断した。



検査対象月齢の変更を実施した2013年7月から2015年11月末までに食用としてと畜された48か月齢超の牛481,207頭について、BSE検査の結果は全て陰性であり、BSE感染牛は発見されておらず、現在のリスクに応じてリスク管理措置を見直す必要があることから、国内対策の変更について、平成27年12月18日、食品安全委員会に諮問した。



Ministry of Health, Labour and Welfare

BSE対策：国内措置の見直し

■ 食品安全委員会の食品健康影響評価（平成28年8月30日）

○ 食用にと畜される48か月齢超の健康牛のBSE検査について現行基準を継続した場合と廃止した場合の**リスクの差は、非常に小さく、人への健康影響は無視できる。**

・なお、引き続き、全てのと畜される牛に対すると畜前の生体検査が適切に行われなければならない。生体検査において、運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われるもの及び全身症状を呈する24か月齢以上の牛を対象とするBSE検査が行われる必要がある。

～BSEスクリーニング検査対象月齢～

現 行

48か月齢超

①24か月齢以上の牛で以下の症状を呈する牛

- 運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われた牛
- 全身症状を呈する牛

②その他の牛

平成29年4月1日

健康牛については廃止

①24か月齢以上の牛で以下の症状を呈する牛

- 運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われた牛
- 全身症状を呈する牛



48か月齢超の健康牛のBSE検査の廃止に関する これまでの経緯及び今後のスケジュール

(2015年)

12月18日 内閣府食品安全委員会へリスク評価を諮問

(2016年)

8月30日 内閣府食品安全委員会から「現行基準を継続した場合と廃止した場合のリスクの差は、非常に小さく、人への健康影響は無視できる」旨答申

- 11月15日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会伝達性海綿状脳症対策部会で、内閣府食品安全委員会からの答申内容及びBSE対策の現状を説明

- 12月12日～1月10日 パブリックコメント

16日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に内閣府食品安全委員会からの答申内容及びBSE対策の現状を報告

20日、22日 リスクコミュニケーション（兵庫、東京）

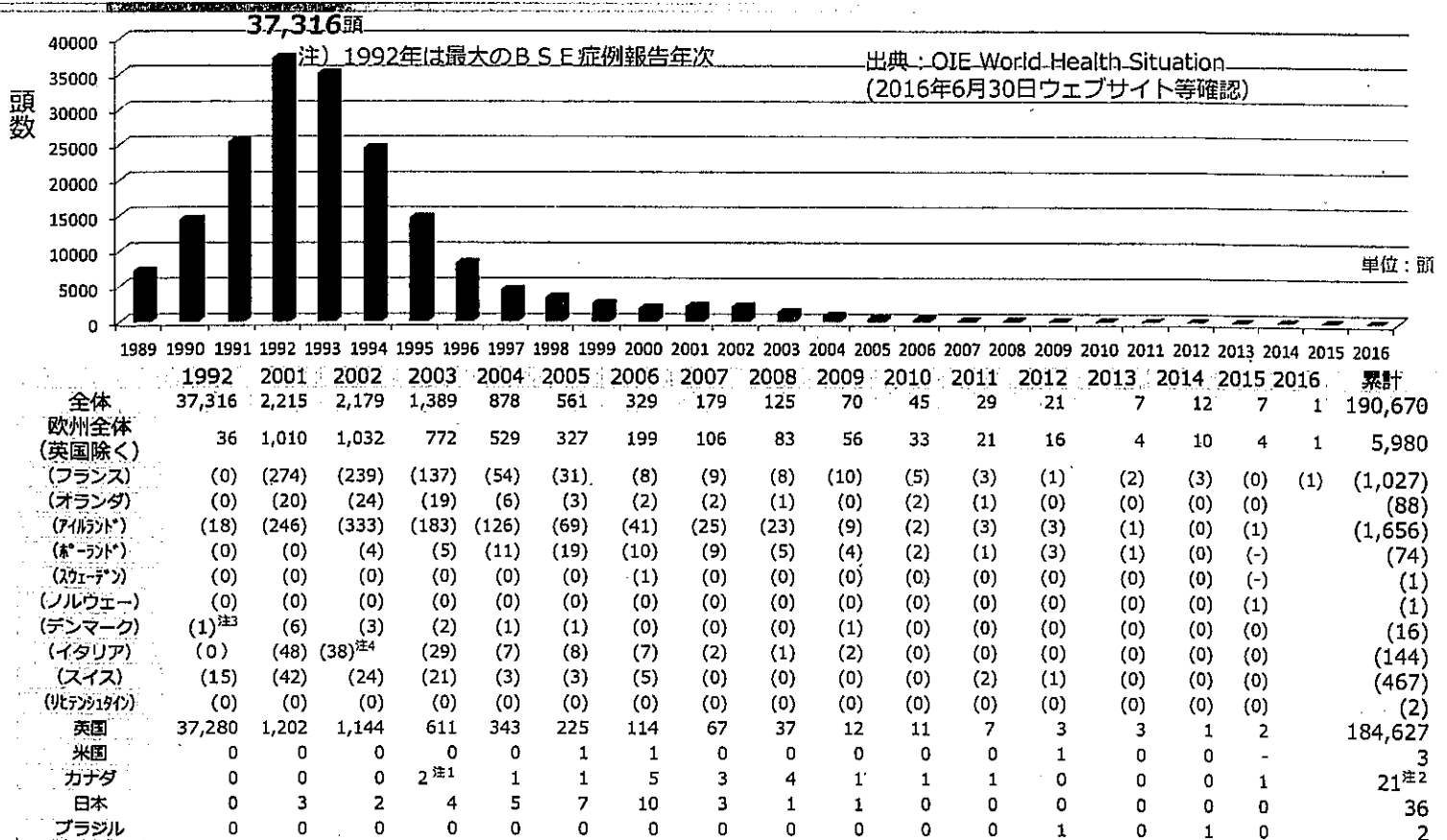
(2017年)

- 2月13日 関係省令の改正、パブリックコメント結果の公表
補助金実施要綱の改正

- 4月1日 関係省令の施行、補助金実施要綱の施行

BSE対策：世界のBSE発生件数の推移

(参考)



(注1) うち1頭はアメリカで確認されたもの。

(注3) 輸入牛において確認されたもの。

(注4) うち2頭は輸入牛による発生

(注2) カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国での最初の確認事例（2003年12月）1頭を含む。

生食発 0125 第 2 号
28 生畜第 1204 号
平成 29 年 1 月 25 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部長
(公 印 省 略)

農林水産省生産局畜産部長

健康牛の B S E 検査の見直しについて (依頼)

平成 13 年 9 月に国内で初の B S E 感染牛が確認されて以降、諸般の B S E 対策への取組をお願いしてきたところですが、近年の国内外における B S E のリスクの低下を踏まえ、食品安全委員会の科学的な評価に基づき、対策を順次見直しているところです。

今般、食品安全委員会から、国内でと畜される 48 か月齢超の健康牛の B S E 検査について、B S E 検査を廃止しても人への健康リスクは変わらないとする評価結果の答申があったことから、厚生労働省においても 48 か月齢超の健康牛の B S E 検査の廃止について、パブリックコメント、審議会報告等を経て、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則 (平成 14 年厚生労働省令第 89 号。「以下「省令」という。」) を改正し、平成 29 年 4 月 1 日に施行することを予定しています。

地方自治体からは、全国一斉に健康牛の B S E 検査が見直されるよう国が調整してほしいとの要望をいただいております。貴職におかれましては、改正後の省令の施行時において、平成 25 年 7 月に健康牛の B S E 検査の検査対象月齢を 48 か月齢超に引き上げたときと同様に、全地方自治体において一斉に健康牛の B S E 検査の見直しが行われるようお願いいたします。

なお、健康牛の B S E 検査の見直し以降も、生体検査で神経症状等を示す牛の B S E 検査、と畜場等における特定危険部位の除去、飼料規制等の B S E のリスク管理措置は引き続き実施されます。

国としても、今後とも、国産牛肉の安全性について、国民に対し丁寧な説明を行ってまいりますので、貴職におかれましても、こうした状況を御理解の上、消費者、生産者、流通業者等の関係者の理解を得ながら準備を進めるようお願いいたします。

生食発0213第1号
平成29年2月13日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \end{array} \right]$ 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部長
(公 印 省 略)

厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する
省令について

厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令
(平成29年厚生労働省令第7号)が本日公布され、平成29年4月1日から施行
されることとされたところです。改正の趣旨等は下記のとおりですので、その
運用に遺漏のないよう配慮願います。

記

第1 改正の趣旨

国内の牛海綿状脳症（BSE）対策を開始して15年以上が経過し、国内外
のリスクが大きく低下したこと及び内閣府食品安全委員会の食品健康影響評
価の結果（平成28年8月）を踏まえ、健康牛に係るBSE検査を廃止する。

第2 改正の内容

健康牛に係るBSE検査を廃止するため、厚生労働省牛海綿状脳症対策特置
法施行規則（平成14年厚生労働省令第89号）第1条の規定を削除する。

第3 施行期日

平成29年4月1日から施行する。

第4 留意事項

と畜場におけるBSE等に係るスクリーニング検査等の実施要領の改正については別途通知する。

○都道府県別食品衛生監視員数一覧

各年度末日現在

	平成22年度 [※]		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	総数	内 専任数	総数	内 専任数	総数	内 専任数	総数	内 専任数	総数	内 専任数	総数	内 専任数
全国	7,810	1,308	8,044	1,347	7,995	1,279	8,125	1,259	7,978	1,271	8,256	1,261
01北海道	431	72	413	60	424	57	407	57	459	81	459	49
02青森県	125	6	118	5	114	6	114	6	111	6	118	5
03岩手県	94	6	97	10	94	11	89	11	91	11	92	11
04宮城県	74	35	183	46	198	45	204	64	205	63	207	62
05秋田県	65	3	71	3	71	3	71	3	55	3	57	3
06山形県	80	3	80	10	75	3	77	3	78	3	76	4
07福島県	86	8	102	17	84	21	87	21	96	20	98	21
08茨城県	84	9	91	9	92	9	90	9	91	9	98	9
09栃木県	95	2	98	2	98	2	101	4	116	2	110	2
10群馬県	158	143	143	8	171	171	166	166	164	164	159	159
11埼玉県	285	53	283	44	280	41	278	44	270	36	281	42
12千葉県	276	54	279	60	286	63	311	75	307	65	330	51
13東京都	897	480	712	481	715	485	771	472	755	489	784	503
14神奈川県	841	80	882	89	869	60	861	29	869	39	846	45
15新潟県	153	11	156	18	142	17	127	19	147	18	147	18
16富山県	98	102	102	102	105	105	98	98	111	111	99	99
17石川県	88	81	81	81	82	82	83	83	81	81	90	90
18福井県	75	71	71	71	71	71	67	67	67	67	64	64
19山梨県	50	2	58	7	49	5	53	6	51	2	55	5
20長野県	138	8	250	6	133	4	135	4	135	4	137	4
21岐阜県	119	17	119	18	112	15	117	16	116	16	124	15
22静岡県	185	41	198	43	202	43	183	33	184	37	202	48
23愛知県	447	65	439	61	449	54	454	62	447	51	457	57
24三重県	104	3	111	109	109	109	117	117	117	117	134	134
25滋賀県	87	87	87	87	87	87	88	88	85	85	86	86
26京都府	259	260	260	260	262	262	254	254	260	260	266	266
27大阪府	416	99	422	88	439	89	451	99	436	91	428	86
28兵庫県	384	58	382	43	363	39	368	38	362	34	349	32
29奈良県	80	73	73	71	71	71	82	82	84	84	74	74
30和歌山県	62	63	63	56	56	56	64	64	62	62	65	65
31鳥取県	44	72	72	10	37	21	34	15	32	19	37	14
32島根県	51	58	58	57	57	57	59	59	61	61	64	64
33岡山県	114	2	115	2	120	3	118	2	115	2	114	4
34広島県	177	17	164	22	162	17	172	32	171	23	168	23
35山口県	74	19	85	32	78	24	76	23	84	23	81	19
36徳島県	75	77	77	50	50	50	76	76	85	85	85	85
37香川県	86	4	88	4	84	4	81	3	88	2	84	2
38愛媛県	90	85	85	88	88	88	88	91	91	91	88	88
39高知県	68	65	65	71	71	71	68	68	75	75	73	73
40福岡県	232	103	239	87	248	105	242	92	258	101	269	118
41佐賀県	59	59	59	58	58	58	60	60	61	61	61	61
42長崎県	153	11	108	5	135	2	139	1	136	2	143	3
43熊本県	120	26	99	46	99	24	116	22	123	19	118	18
44大分県	109	110	110	110	110	110	108	108	113	113	112	112
45宮崎県	148	151	151	148	148	148	150	150	149	149	147	147
46鹿児島県	228	13	225	13	212	13	223	13	213	29	222	14
47沖縄県	48	39	39	104	104	104	104	7	92	13	105	7
政令指定都市・別掲												
札幌市	79	32	78	33	78	29	71	29	81	32	81	32
仙台市	74	39	72	39	77	40	78	42	78	42	79	44
さいたま市	41	39	39	41	41	37	37	41	41	41	38	38
千葉市	30	17	34	19	38	19	39	19	35	18	34	18
横浜市	288	315	315	311	311	312	312	312	317	317	305	305
川崎市	76	7	79	7	94	17	95	5	99	6	85	10
相模原市	32	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
新潟市	44	11	45	18	41	16	37	16	42	17	41	17
静岡市	27	10	31	11	28	12	24	9	26	8	38	21
浜松市	36	13	41	12	46	11	46	13	45	13	46	13
名古屋市中区	176	40	176	40	173	36	172	35	174	37	173	36
京都市	157	157	157	157	157	157	154	154	159	159	161	161
大阪市	190	11	192	10	195	6	197	7	190	6	183	4
堺市	23	23	23	11	24	23	24	23	23	23	23	15
神戸市	118	109	109	111	111	109	109	104	104	107	107	107
岡山市	40	39	39	39	39	39	39	39	35	35	31	31
広島市	64	66	66	64	64	61	61	61	66	66	60	60
北九州市	43	29	43	28	44	28	41	24	41	23	40	28
福岡市	89	50	78	31	87	43	86	39	86	45	102	53
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
中核市・別掲												
旭川市	26	27	27	30	30	30	30	30	30	30	30	30
国府市	15	15	15	17	17	17	17	17	17	17	17	17
青森市	10	6	7	7	7	6	7	6	7	6	7	5
盛岡市	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	11	11
秋田市	28	27	27	25	25	25	25	25	25	25	25	25
山形市	8	10	10	8	8	8	9	9	11	11	12	12
いわき市	14	14	14	14	14	15	15	15	15	15	15	15
宇都宮市	31	31	31	32	32	32	36	4	34	2	34	2
前橋市	20	13	13	16	16	12	12	13	13	13	16	16
高崎市	15	15	15	35	35	34	34	35	35	35	35	35
川越市	16	17	17	17	17	17	17	17	16	16	15	15
越谷市												
船橋市	19	18	18	18	18	19	19	19	20	19	27	27
柏市	10	11	11	11	11	13	13	13	14	14	13	13
八王子市												
横浜須賀町	24	24	24	22	22	22	22	22	22	22	22	22
富山市	17	17	17	15	15	16	16	16	16	16	16	16
金沢市	30	28	28	26	26	26	26	27	27	27	29	29
長野市	14	13	13	13	13	12	12	12	12	12	12	12
岐阜市	28	29	29	25	25	25	25	25	26	26	25	25
豊橋市	42	39	39	45	45	45	45	45	44	44	43	43
豊田市	23	21	21	24	24	23	23	23	23	23	25	25
岡崎市	18	20	20	22	22	22	22	22	22	22	22	22
大津市	17	17	17	17	17	17	17	17	21	21	22	22
高槻市	20	20	20	22	22	22	22	22	22	22	24	24
東大阪市	22	20	20	21	21	21	21	21	21	21	20	20
豊中市												
枚方市												
姫路市	12	12	12	14	14	14	14	14	14	14	15	15
西宮市	26	26	26	20	20	25	25	25	23	23	25	25
尼崎市	12	12	12	14	14	14	14	14	14	14	14	14
奈良市	17	14	14	10	10	13	13	13	13	13	10	10
和歌山市	19	18	18	11	11	16	16	17	17	17	21	21
倉敷市	13	14	14	20	20	20	20	20	20	20	20	20
福山市	27	27	27	29	29	21	21	21	21	21	20	20
下関市	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	13	13
高松市	24	24	24	25	25	25	25	25	27	27	27	27
松山市	11	10	10	10	10	10	10	10	11	11	12	12
高知市	20	17	17	19	19	17	17	17	20	20	20	20
久留米市	19	19	19	16	16	16	16	16	16	16	13	13
長崎市	19	19	19	16	16	16	16	16	16	16	18	18
熊本市	39	47	47	46	46	46	46	46	46	46	46	46
大分市	21	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
宮崎市	21	19	19	18	18	18	18	18	18	18	17	17
鹿児島市	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32
那覇市												

※平成22年度は東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管内の市町村が含まれていない。

※※平成24年度から熊本市は、中核市から政令指定都市へ移行。

衛生行政報告例(平成22年度～平成27年度)より抜粋

○都道府県別食品営業施設数及び監視状況

各年度末日現在

	食品営業施設数						監視状況					
	平成22年度※	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成22年度※	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
全国	3,844,943	3,866,100	3,856,278	3,851,364	3,843,980	3,826,238	3,253,081	3,260,849	3,067,064	3,167,795	3,059,893	3,074,760
01北海道	144,140	142,087	140,007	143,416	141,345	140,781	131,348	134,851	130,653	134,447	134,581	130,959
02青森県	44,577	45,065	44,690	44,439	44,486	44,680	23,992	23,945	25,835	24,551	23,093	22,651
03岩手県	45,671	44,638	44,008	43,992	43,956	43,512	34,914	34,633	36,356	40,297	46,002	46,075
04宮城県	29,545	69,181	69,452	68,156	67,395	67,251	126,928	153,727	162,183	168,209	110,383	112,406
05秋田県	47,730	46,912	45,818	45,242	44,468	43,907	19,310	19,232	20,081	18,271	20,778	17,284
06山形県	40,452	40,248	39,905	39,770	39,518	39,272	17,350	17,512	17,755	13,260	12,964	13,573
07福島県	68,051	72,715	70,926	70,816	69,706	68,710	34,705	29,053	29,854	30,466	31,681	28,428
08茨城県	88,737	86,930	86,964	87,683	87,419	87,383	28,741	27,644	27,274	29,774	30,393	30,250
09栃木県	81,847	82,249	82,412	82,325	81,179	81,851	29,338	27,626	29,180	28,176	28,074	29,470
10群馬県	55,880	55,084	53,876	53,499	53,140	52,691	24,410	23,309	26,837	26,675	28,938	28,198
11埼玉県	160,722	158,921	160,361	160,696	159,336	155,095	118,051	94,717	79,467	75,518	76,281	69,334
12千葉県	145,827	145,072	143,607	144,020	143,670	143,480	118,835	118,606	118,691	117,400	118,472	109,399
13東京都	497,134	496,921	497,987	497,288	498,771	496,727	664,717	678,836	538,915	643,781	624,906	624,224
14神奈川県	195,051	195,115	196,341	197,935	201,421	202,655	213,751	207,912	208,892	199,646	197,594	198,101
15新潟県	87,225	85,033	84,493	82,782	81,945	80,022	50,533	52,473	49,951	45,776	52,090	53,396
16富山県	41,493	39,140	37,701	32,862	32,891	32,246	28,474	45,315	37,553	39,419	37,976	37,651
17石川県	38,408	38,571	38,328	38,242	38,667	38,470	22,901	23,912	20,645	24,339	22,317	22,787
18福井県	28,697	27,380	28,140	27,547	27,082	25,524	14,118	13,518	14,425	13,486	12,032	12,327
19山梨県	28,803	28,409	28,315	28,027	27,894	27,783	13,414	15,053	13,874	12,874	11,843	12,059
20長野県	90,256	90,340	90,174	89,328	88,208	86,942	40,654	36,538	35,099	36,232	35,462	33,172
21岐阜県	61,180	60,882	60,574	60,705	59,113	59,923	42,148	39,272	37,546	38,718	35,580	37,224
22静岡県	127,673	126,794	126,518	125,211	124,385	125,682	99,358	99,148	106,337	110,708	110,567	106,507
23愛知県	228,724	228,132	227,349	228,240	230,347	232,164	207,308	201,839	191,708	178,882	173,229	210,906
24三重県	45,084	44,218	44,778	44,441	44,544	43,930	19,932	18,041	17,003	17,707	16,908	18,293
25滋賀県	40,389	40,537	40,468	40,414	40,624	40,666	17,912	18,260	18,673	18,978	18,557	17,207
26京都府	71,125	70,610	70,724	70,466	70,725	70,367	95,788	96,457	87,078	89,056	83,247	83,658
27大阪府	265,104	266,406	265,900	264,792	267,017	268,116	295,897	300,312	299,586	315,116	302,404	322,800
28兵庫県	141,208	140,415	139,685	140,245	140,377	139,981	127,624	106,252	109,167	107,578	100,757	94,581
29奈良県	40,375	40,795	41,377	41,579	43,564	43,823	22,223	22,595	18,794	16,003	15,930	14,091
30和歌山県	28,184	28,120	29,312	29,503	29,259	29,443	11,150	10,652	12,388	13,465	12,954	13,239
31鳥取県	13,985	14,024	14,096	13,808	15,137	12,918	6,915	6,286	7,110	6,968	7,518	7,585
32島根県	26,570	24,667	26,178	26,974	26,858	26,568	10,661	10,858	10,008	8,592	11,152	10,086
33岡山県	54,739	55,028	55,165	55,090	53,799	52,994	34,234	34,208	33,462	35,204	32,114	24,474
34広島県	88,819	89,033	88,372	87,112	85,000	83,476	78,030	80,522	77,125	81,037	79,086	78,761
35山口県	50,989	50,718	50,776	50,852	50,574	50,125	38,178	34,143	33,350	28,514	29,759	31,398
36徳島県	27,069	26,760	26,904	26,873	26,783	26,585	13,603	15,417	14,937	14,094	15,209	14,827
37香川県	33,567	32,700	32,644	32,896	32,979	32,906	25,785	26,128	23,436	22,506	21,462	20,763
38愛媛県	37,756	36,729	36,366	36,167	36,769	36,755	30,249	29,982	29,973	30,281	30,536	26,738
39高知県	32,014	31,618	31,516	31,386	31,109	30,894	7,674	9,446	9,808	9,947	11,842	8,760
40福岡県	151,914	151,293	152,248	154,022	152,856	151,657	133,579	135,673	128,344	122,334	120,746	118,418
41佐賀県	31,619	32,001	32,099	31,998	31,725	31,730	9,128	9,741	10,738	11,418	11,749	11,764
42長崎県	55,814	53,994	54,147	54,309	54,029	53,413	33,787	34,384	38,002	41,788	41,504	42,065
43熊本県	81,971	81,623	82,107	81,921	81,036	80,436	35,410	30,417	47,369	46,892	48,356	55,785
44大分県	42,097	41,037	41,186	41,370	39,948	39,838	23,217	19,225	19,250	17,374	15,803	14,141
45宮崎県	35,687	35,888	35,417	35,354	35,057	34,042	14,790	15,465	14,809	15,315	13,768	13,375
46鹿児島県	70,581	70,736	70,688	70,356	69,721	69,335	51,951	47,497	42,445	35,255	33,093	32,503
47沖縄県	60,460	61,331	60,181	59,439	58,168	60,309	13,208	10,017	11,138	11,672	11,427	13,249
政令指定都市・別掲												
札幌市	35,473	35,337	35,336	38,783	38,305	38,305	56,833	57,880	54,241	55,526	54,469	53,512
仙台市	29,545	29,880	29,726	29,177	29,167	29,148	126,926	126,738	127,905	138,993	77,804	82,011
さいたま市	26,107	25,680	25,875	26,040	25,833	25,680	27,984	24,874	22,766	24,623	22,651	22,022
千葉市	26,107	25,861	25,954	26,329	26,766	26,838	25,354	25,251	25,400	26,997	28,086	23,160
横浜市	72,139	72,587	73,506	74,703	77,116	78,054	38,190	39,382	41,322	40,127	42,312	48,285
川崎市	27,203	27,243	27,449	27,704	28,167	28,345	89,318	87,140	87,412	78,768	76,491	72,303
相模原市	16,309	16,256	16,413	16,420	16,546	16,438	9,267	8,022	9,093	9,558	10,294	8,596
新潟市	20,182	19,787	19,739	19,977	19,571	19,423	12,950	12,336	10,088	12,618	13,535	11,777
静岡市	25,515	25,451	25,484	25,466	25,033	26,278	20,199	21,539	18,925	17,780	16,561	18,800
浜松市	21,589	21,490	21,694	21,549	21,658	21,676	21,258	23,447	23,028	22,749	22,682	22,989
名古屋市中区	78,954	78,953	78,961	78,933	77,625	78,212	103,880	96,531	97,740	98,010	99,365	109,763
京都市	39,677	39,274	39,060	39,184	39,436	39,255	83,620	84,347	75,858	77,208	71,165	72,214
大阪市	120,533	121,647	122,752	121,497	123,099	124,891	133,816	145,868	155,362	175,108	163,231	186,276
堺市	19,316	19,163	19,542	19,841	19,632	19,846	18,019	15,459	11,035	6,563	6,820	6,571
神戸市	42,217	42,285	42,229	42,467	42,294	41,992	44,058	31,843	42,255	42,470	42,562	36,789
岡山市	19,772	19,718	19,776	19,927	19,807	19,720	10,265	10,265	9,577	10,109	10,153	10,578
広島市	34,007	33,750	33,161	32,881	32,187	31,729	42,549	44,464	41,649	47,339	41,070	39,132
北九州市	31,461	31,504	31,690	31,812	31,433	31,193	26,493	30,762	28,278	24,885	24,042	24,917
福岡市	46,789	47,181	47,539	47,836	47,623	47,550	70,675	69,871	68,121	65,230	61,812	65,371
熊本市※※			17,057	17,041	18,852	18,624			19,129	16,905	20,613	29,384
旭川市	8,152	8,144	7,861	7,943	7,871	7,918	3,589	2,939	2,849	2,782	3,180	3,042
函館市	9,898	9,825	9,721	9,823	9,824	9,778	5,641	6,125	6,152	6,196	6,757	5,561
青森市	8,669	8,842	8,753	8,763	8,745	9,198	4,476	5,301	5,533	5,111	5,455	5,349
盛岡市	9,609	9,550	9,627	9,571	9,541	9,487	5,778	7,950	8,169	7,479	11,284	8,273
秋田市	8,479	8,334	8,375	8,407	8,408	8,379	3,494	3,359	3,441	3,469	3,472	3,331
山形市	9,697	9,124	8,741	8,801	8,487	8,419	5,017	5,348	6,844	7,797	7,712	7,063
いわき市	12,303	11,890	11,806	11,765	11,395	10,978	5,800	5,604	5,291	5,032	5,430	5,383
宇都宮市	15,154	14,698	14,323	14,017	13,709	13,664	7,014	7,047	7,114	5,425	6,075	6,403
前橋市	8,313	7,886	7,938	7,688	7,653	7,590	3,087	3,115	3,309	3,702	3,582	4,921
高崎市	-	10,314	10,408	10,338	10,226	10,207	-	3,000	3,146	2,422	2,344	2,325
川越市	7,949	7,924	8,079	8,159	8,241	8,264	9,407	7,072	7,302	7,286	7,421	6,597
越谷市						5,608						1,950
船橋市	11,440	11,444	10,793	10,884	11,139	11,192	11,350	10,976	10,930	11,940	10,323	8,407
柏市	8,316	8,281	8,232	8,267	8,277	8,335	3,282	3,264	3,797	2,697	2,217	3,241
八王子市		</										

○業種別施設数及び監視状況

各年度末日現在

	施設数	施設数						監視状況					
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
総 数		3,844,943	3,866,100	3,856,278	3,851,364	3,843,980	3,826,238	3,253,081	3,260,849	3,067,064	3,167,795	3,059,893	3,074,769
許可を要する施設総数		2,501,960	2,513,015	2,502,829	2,494,569	2,480,547	2,468,352	2,086,201	2,095,611	1,948,203	2,021,223	1,982,900	1,974,189
飲 食 店 営 業		1,419,489	1,424,504	1,424,792	1,425,737	1,422,809	1,424,920	874,532	885,345	812,508	829,893	821,708	816,491
菓子(パンを含む。)製造業		143,221	148,686	153,184	157,073	159,443	161,066	131,146	126,804	123,274	130,046	132,296	130,760
乳 処 理 業		613	610	605	582	576	574	2,659	2,570	2,692	2,530	2,582	2,611
特別牛乳さく取処理業		5	5	5	5	5	5	14	25	22	12	21	13
乳 製 品 製 造 業		1,737	1,792	1,818	1,863	1,889	1,944	4,035	4,045	4,247	4,467	4,515	4,424
集 乳 業		108	114	111	107	101	98	170	286	253	254	251	203
魚 介 類 販 売 業		142,939	145,509	146,617	147,416	147,918	147,691	477,535	476,942	446,627	481,792	470,044	479,076
魚 介 類 せ り 売 営 業		1,258	1,268	1,243	1,213	1,180	1,167	15,382	13,776	12,324	12,787	12,111	12,285
魚 肉 ね り 製 品 製 造 業		3,474	3,515	3,446	3,343	3,257	3,161	6,333	6,006	5,832	5,732	5,702	5,971
食品の冷凍又は冷蔵業		9,352	9,754	9,973	10,240	10,455	10,671	13,383	13,535	13,447	14,211	14,582	15,157
かん詰又はびん詰食品製造業		4,563	4,733	4,873	4,971	5,059	5,193	4,147	4,123	4,275	4,242	4,217	4,561
(小計)		1,726,759	1,740,490	1,746,667	1,752,550	1,752,692	1,756,490	1,529,336	1,533,257	1,425,499	1,485,966	1,468,029	1,471,552
喫 茶 店 営 業		270,933	263,925	249,670	238,510	228,720	220,138	93,593	89,681	83,852	90,557	84,875	79,392
あん類製造業		945	951	950	944	945	927	2,133	1,912	1,861	1,977	2,036	2,044
アイスクリーム類製造業		16,626	16,382	16,178	16,008	15,874	15,801	17,382	15,928	16,470	16,977	17,087	17,225
乳 類 販 売 業		258,603	258,802	255,028	250,836	245,588	238,274	161,943	155,914	148,045	151,963	147,455	141,939
食 肉 処 理 業		9,522	9,634	9,669	9,594	9,572	9,594	23,869	28,518	21,109	22,779	22,464	22,517
食 肉 販 売 業		135,973	137,814	139,223	140,627	141,871	141,996	166,464	181,994	162,880	162,307	152,414	150,599
食 肉 製 品 製 造 業		2,161	2,218	2,249	2,287	2,312	2,362	5,206	5,176	4,843	4,917	4,921	4,976
乳酸菌飲料製造業		291	296	291	279	262	261	1,024	1,054	976	976	939	912
食用油脂製造業		733	764	775	817	857	947	816	815	827	842	889	985
マーガリン又はショートニング製造業		52	51	50	52	55	57	107	103	109	102	131	107
み そ 製 造 業		6,442	6,656	6,632	6,572	6,509	6,435	4,567	4,139	4,468	4,342	4,439	4,408
醤 油 製 造 業		1,864	1,868	1,835	1,794	1,762	1,742	2,060	1,909	2,001	1,923	1,803	2,035
ソ ー ス 類 製 造 業		2,454	2,588	2,663	2,789	2,856	2,919	2,724	2,692	2,733	2,982	3,121	3,134
酒 類 製 造 業		2,814	2,863	2,852	2,854	2,870	2,871	2,072	1,980	1,911	2,075	2,101	2,219
豆 腐 製 造 業		9,881	9,548	9,059	8,518	8,017	7,525	11,523	9,985	9,302	9,309	8,906	8,492
納 豆 製 造 業		591	600	580	552	530	508	562	496	472	525	495	508
め ん 類 製 造 業		11,579	11,727	11,686	11,582	11,453	11,200	10,183	9,337	9,228	9,168	9,055	8,902
そうざい製造業		34,054	36,081	37,067	37,778	38,325	38,878	39,190	38,833	39,873	40,372	40,254	40,304
添加物製造業		2,074	2,086	2,094	2,096	2,106	2,103	1,892	2,229	1,922	1,776	1,808	1,709
(小計)		767,592	764,854	748,551	734,489	720,484	704,538	547,310	552,695	512,882	525,869	505,193	492,407
清 涼 飲 料 水 製 造 業		4,051	4,160	4,248	4,306	4,290	4,280	6,060	6,073	6,378	6,237	6,449	6,279
食品の放射線照射業		1	1	1	1	1	1	1	2	3	3	4	4
(小計)		4,052	4,161	4,249	4,307	4,291	4,281	6,061	6,075	6,381	6,240	6,453	6,283
氷 雪 製 造 業		1,422	1,421	1,345	1,304	1,270	1,321	1,805	1,932	1,962	1,764	1,691	2,412
氷 雪 販 売 業		2,135	2,089	2,017	1,919	1,810	1,722	1,689	1,652	1,479	1,384	1,534	1,535
(小計)		3,557	3,510	3,362	3,223	3,080	3,043	3,494	3,584	3,441	3,148	3,225	3,947
許可を要しない施設総数		1,342,983	1,353,085	1,353,449	1,356,795	1,363,433	1,357,886	1,166,880	1,165,238	1,118,861	1,146,572	1,076,993	1,100,580
集団給食施設[学校]		16,616	16,498	16,477	16,209	15,847	15,665	16,443	15,020	13,633	13,709	13,068	12,950
集団給食施設[病院・診療所]		11,264	11,266	11,174	11,076	10,759	10,598	7,373	7,241	7,193	7,101	6,479	6,451
集団給食施設[事業場]		7,307	7,105	7,377	7,317	7,171	7,120	3,809	3,545	3,434	3,572	3,655	3,375
集団給食施設[その他]		54,947	57,222	59,933	61,437	63,484	65,708	45,458	42,411	39,093	41,388	39,954	39,410
(小計)		90,134	92,091	94,961	96,039	97,261	99,091	73,083	68,217	63,353	65,770	63,156	62,186
乳 さ く 取 業		14,747	15,757	14,883	14,813	14,209	13,710	480	386	254	287	361	344
食 品 製 造 業		84,368	85,704	91,466	96,966	100,773	105,058	45,301	46,738	59,339	52,882	48,719	47,842
野 菜 果 物 販 売 業		150,652	150,823	150,355	149,239	148,893	146,904	192,724	191,219	198,489	202,318	189,887	220,589
そうざい販売業		162,854	163,446	163,483	163,054	162,846	160,057	188,739	187,822	168,153	173,303	163,853	157,005
菓子(パンを含む。)販売業		263,435	263,879	262,769	261,757	261,766	258,021	166,765	164,293	155,407	158,886	146,423	144,596
食品販売業(上記以外)		417,550	419,638	417,363	415,395	417,874	413,408	373,023	380,007	351,829	369,548	344,221	350,835
添加物製造業(法第11条第1項によらないもの)		3,352	3,363	436	453	427	443	1,614	601	304	340	779	854
添 加 物 販 売 業		72,893	73,216	72,340	71,678	71,787	72,173	51,792	52,962	49,821	49,573	50,288	48,304
氷 雪 採 取 業		1,126	1,024	152	147	15	17	424	163	157	162	24	12
(小計)		1,170,977	1,176,850	1,173,247	1,173,502	1,178,590	1,169,791	1,020,862	1,024,191	983,753	1,007,299	944,555	970,381
器具・容器包装・おもちゃの製造業又は販売業		81,872	84,144	85,241	87,254	87,582	89,004	72,935	72,830	71,755	73,503	69,282	68,013

※平成22年度は東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

衛生行政報告例(平成22年度～平成27年度)より抜粋

○年次別食品関係営業施設に対する処分・告発件数

各年度末日現在

年次	総 数										許 可 を 要 す る 営 業										許 可 を 要 し な い 営 業				
	処					分					告 発					処					分				
	計	許可取消	禁止	停止	改善	廃業	その他	無許可	その他	計	許可取消	禁止	停止	改善	廃業	その他	無許可	その他	計	禁止	廃業	その他	告発		
55	28,098	1	266	852	288	715	25,976	9	7	21,115	1	92	736	288	148	19,850	9	6	6,983	174	116	567	6,126	1	
56	24,691	4	238	865	281	652	22,651	14	14	18,299	4	121	743	281	210	16,940	14	13	6,392	117	122	442	5,711	1	
57	24,277	1	148	929	217	346	22,636	19	13	18,672	1	101	740	217	150	17,463	19	10	5,605	47	189	196	5,173	3	
58	21,634	0	166	1,085	147	284	19,952	19	30	16,823	0	98	908	147	158	15,512	19	21	4,811	68	177	126	4,440	9	
59	21,733	0	175	947	753	246	19,612	60	42	16,513	0	95	789	753	106	14,770	60	42	5,220	80	158	140	4,842	0	
60	19,389	0	204	963	151	224	17,847	10	13	14,882	0	133	819	151	67	13,712	10	2	4,507	71	144	157	4,135	11	
61	17,714	4	183	748	114	195	16,470	10	0	14,015	4	122	633	114	91	13,051	10	0	3,699	61	115	104	3,419	0	
62	14,036	3	166	718	114	155	12,880	6	1	10,591	3	105	638	114	79	9,652	6	1	3,445	61	80	76	3,228	0	
63	12,542	0	197	584	86	109	11,586	5	3	9,564	0	142	482	86	50	8,804	5	2	2,978	55	82	59	2,782	1	
元	11,767	0	191	637	78	114	10,747	3	16	8,974	0	119	573	78	54	8,150	3	15	2,793	72	64	60	2,597	1	
2	10,274	0	159	631	89	96	9,299	0	12	8,021	0	100	570	89	33	7,229	0	12	2,253	59	61	63	2,070	0	
3	10,574	0	161	618	70	80	9,645	3	6	8,189	0	113	552	70	30	7,424	3	6	2,385	48	66	50	2,221	0	
4	10,136	0	129	417	54	62	9,474	3	3	7,937	0	74	373	54	45	7,391	3	3	2,199	55	44	17	2,083	0	
5	7,539	0	126	376	54	51	6,932	4	3	5,820	0	57	338	54	33	5,338	4	3	1,719	69	38	18	1,594	0	
6	6,771	0	170	485	83	68	5,965	0	0	5,399	0	122	447	83	46	4,701	0	0	1,372	48	38	22	1,264	0	
7	7,309	0	102	423	71	55	6,658	16	1	5,824	0	86	374	71	36	5,257	16	1	1,485	16	49	19	1,401	0	
8	10,844	0	132	623	60	41	9,988	0	34	9,132	0	115	589	60	34	8,354	0	34	1,712	17	54	7	1,634	0	
9	5,969	0	153	608	114	51	5,043	3	2	4,870	0	113	576	114	25	4,042	3	2	1,099	40	32	26	1,001	0	
10	5,683	0	160	701	74	60	4,688	1	0	4,768	0	143	660	74	35	3,856	1	0	915	17	41	25	832	0	
11	5,041	0	155	727	31	35	4,093	2	2	4,159	0	124	668	31	22	3,314	2	2	882	31	59	13	779	0	
12	6,313	0	163	630	31	47	5,442	0	3	5,299	0	136	591	31	35	4,506	0	3	1,014	27	39	12	936	0	
13	5,833	0	154	544	100	51	4,984	3	0	4,937	0	136	512	100	30	4,159	3	0	896	18	32	21	825	0	
14	6,211	0	191	584	26	56	5,374	0	3	5,164	0	159	534	26	33	4,412	0	3	1,047	32	30	23	962	0	
15	5,297	6	139	527	13	59	4,553	1	1	4,332	6	111	491	13	41	3,670	1	0	965	28	36	18	883	1	
16	5,495	0	162	588	17	68	4,660	0	0	4,260	0	148	547	17	37	3,511	2	0	1,235	14	41	31	1,149	0	
17	5,117	0	153	613	94	60	4,197	1	0	4,029	0	141	583	94	26	3,185	1	0	1,088	12	30	34	1,012	0	
18	4,453	0	167	725	19	64	3,478	2	0	3,535	0	153	692	19	22	2,649	2	0	918	14	33	42	829	0	
19	4,997	0	184	685	49	43	4,036	0	3	3,978	0	172	653	49	20	3,084	0	3	1,019	12	32	23	952	0	
20	6,400	0	190	624	56	52	5,478	1	1	5,464	0	177	601	56	22	4,608	1	1	936	13	23	30	870	0	
21	4,348	0	239	733	67	53	3,256	4	1	3,587	0	179	719	67	25	2,597	4	1	761	60	14	28	659	0	
22	3,796	0	147	586	54	36	2,973	1	2	3,046	0	135	566	54	19	2,272	1	2	750	12	20	17	701	0	
23	5,169	0	184	706	55	40	4,184	1	1	4,416	0	165	689	55	19	3,488	1	1	753	19	17	21	696	0	
24	3,958	0	145	603	49	39	3,122	2	1	3,181	0	136	583	49	19	2,394	2	1	777	9	20	20	728	0	
25	3,085	0	132	576	95	31	2,251	1	0	2,647	0	129	544	95	20	1,859	1	0	438	3	32	11	392	0	
26	3,428	1	174	699	2	39	2,512	0	1	2,984	1	168	673	2	24	2,115	0	1	444	6	26	15	397	0	
27	3,696	0	148	640	107	43	2,757	1	0	3,268	0	140	614	107	22	2,384	1	0	428	8	26	21	373	0	

※平成22年度は東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。
 ※平成8年以前においては、各年1月から12月までの実績値、平成9年度以降については各年4月から翌年3月までの実績値。

衛生行政報告例より抜粋

(別添)



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

問合せ先：

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部
監視安全課
輸入食品安全対策室
(内線 2495, 2474, 2498)

平成28年度
輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果
中間報告

平成28年12月
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部

平成28年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果（中間報告）

1. はじめに

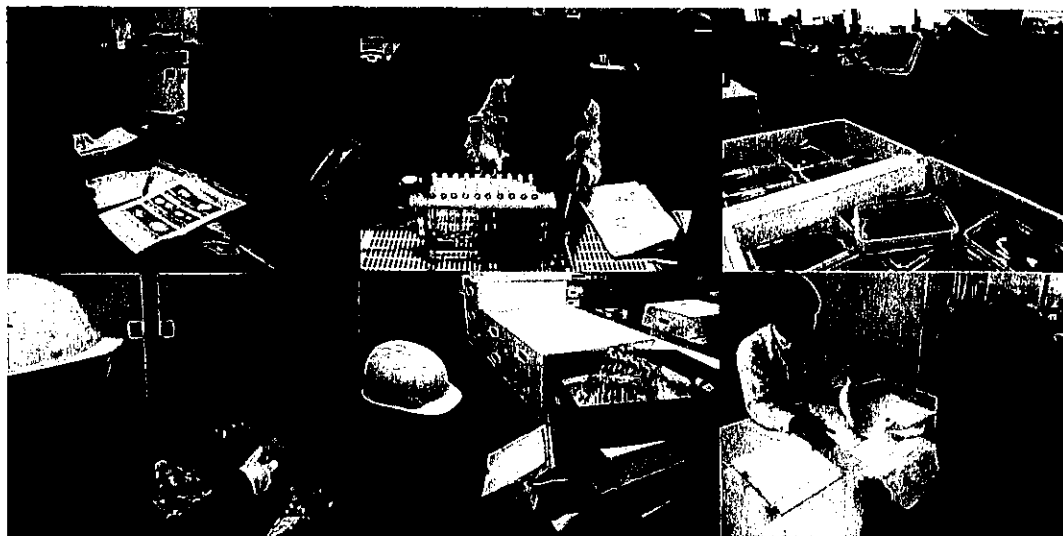
我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するため、国は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により、平成28年度輸入食品監視指導計画（以下「計画」という。）を策定し、当該計画に基づいて監視指導を行っているところです。

（本計画は、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき、リスクコミュニケーションの実施及びパブリックコメントの募集を経て策定され、法第23条第3項の規定により官庁報告として官報にて公表されています。）

今般、平成28年4月から9月の間に実施した輸入食品等に係る監視指導の状況について取りまとめたので公表します。

参 考：「輸入食品の安全を守るために」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>



2. 平成28年度輸入食品監視指導計画の概要

① 輸入食品監視指導計画とは

法第23条第1項に規定される、食品等の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画をいいます。

【目的】国が、輸入食品等や輸入者に対する監視指導を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

② 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第4条（食品の安全性の確保は、このために必要な措置が国の内外における食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。）の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の3段階において安全性確保に係る措置を講ずることを基本的な考え方としています。

③ 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査^{※1}（平成28年度計画：171食品群、約9万6千件）
- 検査命令^{※2}
- 包括的輸入禁止措置^{※3}
- 海外情報等に基づく緊急対応

※1：多種多様な輸入食品等について、幅広く監視するため、食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案し定めた、統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※2：違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等について、輸入者に対し輸入の都度の検査を命ずるもの。検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない（法第26条）。

※3：厚生労働大臣が、危害の発生防止の観点から必要と認める場合、検査を要せず特定の食品等の販売、輸入を禁止できる規定（法第8条及び第17条）

④ 輸出国における安全対策の推進

- 輸出国における説明会の開催等を通じた、政府担当者及び生産者に対する日本国の食品安全規制の周知
- 二国間協議を通じた、法違反の原因究明及び再発防止対策の確立の要請並びに生産段階における安全管理、監視体制の強化、輸出前検査等による安全対策の推進
- 対日輸出食品の安全対策に関する計画的な情報収集及び現地調査による輸出国の衛生対策の推進

⑤ 輸入者に対する自主的な安全管理の実施に関する指導

- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 輸入相談時、初回輸入時及び継続輸入時における自主検査の指導
- 輸入食品等の輸入及び販売状況に関する記録の作成、保存に係る指導
- 輸入者等への食品安全に関する知識の普及啓発

3. 平成 28 年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果 (中間報告：速報値)

平成 28 年 4 月から 9 月までの輸入届出の件数は 1,161,978 件【1,134,155 件】、重量は 11,874 千トン【11,416 千トン】であった(表 1)。

これに対し、98,172 件(モニタリング検査 29,387 件、検査命令 27,641 件、自主検査 45,285 件等の合計から重複を除いた数値)【101,922 件(モニタリング検査 28,539 件、検査命令 31,764 件、自主検査 47,067 件等の合計から重複を除いた数値)】の検査を実施し、358 件【431 件】に法違反が確認され、積戻しや廃棄等の措置を講じた。

条文別の違反件数は、法第 11 条違反(食品の規格(微生物、残留農薬、残留動物用医薬品)、添加物の使用基準等)が 224 件と最も多く、次いで法第 6 条違反(アフラトキシン等の有害・有毒物質の付着等)が 89 件、法第 18 条違反(器具又は容器包装の規格)が 38 件、法第 10 条違反(指定外添加物の使用)が 12 件、法第 9 条違反(食肉の衛生証明書の不添付)が 3 件、法第 62 条違反(おもちゃの規格)が 2 件であった(表 2)。

モニタリング検査は、29,387 件(計画件数延べ 95,929 件に対し 58,416 件(実施率：約 61%)を実施し、このうち 72 件(延べ 76 件)に法違反が確認され、回収等の措置を講じた(表 3)。また、モニタリング検査にて法違反が確認された輸入食品等については、違反の可能性を判断するため、必要に応じて検査率を 30%とし(表 4)、さらに、法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等については、検査命令の対象とし、監視体制の強化を図った(表 5)。

検査命令は、平成 28 年 9 月 30 日現在で、全輸出国対象の 17 品目及び 34 力国・1 地域の 72 品目を対象としており、27,641 件(延べ 41,742 件)を実施し、このうち 111 件(延べ同件数)に法違反が確認され、積戻しや廃棄等の措置を講じた(表 6)。

海外情報等に基づく緊急対応として、リステリア・モノサイトゲネスに汚染されている可能性のある米国産の冷凍野菜及び冷凍果実について積戻し等を行うよう措置を講じた(表 7)。

【 】内は昨年度同期の数値

表 1 輸入届出・検査・違反状況(平成 28 年4月～9月:速報値)

届出件数※ ¹ (件)	輸入重量※ ¹ (千トン)	検査件数※ ² (件)	割合※ ³ (%)	違反件数 (件)	割合※ ³ (%)
1,161,978	11,874	98,172 (27,641) ※ ⁴	8.4	358	0.03
(前年度実績) 1,134,155	11,416	101,922	9.0	431	0.04

※¹ 計画輸入貨物(初回届出時は除く。)は計上せず。

※² 行政検査、登録検査機関検査、外国公的機関検査の合計から重複を除いた数値

※³ 届出件数に対する割合

※⁴ 検査命令に係る数値

表2 条文別違反状況(平成28年4月～9月:速報値)

違反条文	違反件数 (件)	構成比 (%)	主な違反内容
第6条 (販売等を禁止される 食品及び添加物)	89	24.2	アーモンド、香辛料、とうもろこし、ハトムギ、ピスタチオナッツ、落花生等のアフラトキシンの付着、シアン化合物の検出、大麦、コーヒー豆、米、小麦、大豆の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生、キムチの腸管出血性大腸菌O103の検出等
第9条 (病肉等の 販売等の禁止)	3	0.8	衛生証明書の不添付又は不備
第10条 (添加物等の 販売等の制限)	12	3.3	指定外添加物(TBHQ、アゾルビン、一酸化炭素、サイクラミン酸、ナトリウムエトキシド、ヨウ素酸カリウム)の使用
第11条 (食品又は添加物の 基準及び規格)	224	60.9	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反(農薬の残留基準超過)、畜水産物及びその加工品の成分規格違反(動物用医薬品の残留基準超過、農薬の残留基準超過)、その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性等)、添加物の使用基準違反(スクラロース、ソルビン酸、二酸化硫黄)、添加物の成分規格違反、放射性物質の基準超過、安全性未審査の遺伝子組換え食品の検出等
第18条 (器具又は容器包装の 基準及び規格)	38	10.3	器具・容器包装の規格違反 原材料の材質別規格違反
第62条 (おもちゃ等への 準用規定)	2	0.5	おもちゃの規格違反
合 計	368(延数) ^{※1} 358(実数) ^{※2}		

※1 違反となった検査項目の件数

※2 違反となった届出の件数

表3 モニタリング検査実施状況(平成28年4月～9月:速報値)

食品群	検査項目※1	項目別件数※2	実施件数	違反件数
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗菌性物質等	1,879	1,054	1
	残留農薬	1,191	974	0
	添加物	118	65	0
	病原微生物	657	340	0
	成分規格等	415	260	0
	放射線照射	29	18	0
	SRM除去	-	1,102	3
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、アイスクリーム、 冷凍食品(肉類)等	抗菌性物質等	2,182	1,354	0
	残留農薬	1,697	1,139	0
	添加物	1,247	820	0
	病原微生物	3,584	2,231	0
	成分規格等	1,937	1,224	2
	カビ毒	-	3	0
	遺伝子組換え食品	-	2	2
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ)等	抗菌性物質等	2,572	1,407	1
	残留農薬	1,134	1,080	0
	添加物	297	166	0
	病原微生物	1,074	782	0
	成分規格等	354	265	0
	放射線照射	34	21	0
	SRM除去	-	1,102	3
水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾燥、すり身等)、冷凍食品 (水産動物類、魚類)、魚介類卵加工品等	抗菌性物質等	4,234	3,033	3
	残留農薬	4,111	3,012	0
	添加物	1,894	1,424	0
	病原微生物	4,661	3,176	1
	成分規格等	4,930	2,734	20
	放射線照射	-	3	0
	SRM除去	-	1,102	3
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、落花生、 ナッツ類、糧実類等	抗菌性物質等	2,559	1,975	0
	残留農薬	9,190	5,507	15
	添加物	474	384	0
	病原微生物	1,485	997	0
	成分規格等	355	250	0
	カビ毒	2,273	1,279	0
	遺伝子組換え食品	469	241	0
農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工品、 果実加工品、香辛料、即席めん類等	抗菌性物質等	598	440	0
	残留農薬	6,800	4,781	5
	添加物	4,551	3,425	1
	病原微生物	956	914	1
	成分規格等	2,648	1,844	4
	カビ毒	2,774	1,759	0
	遺伝子組換え食品	252	185	0
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、 食用油脂、冷凍食品等	放射線照射	424	285	0
	抗菌性物質等	-	2	0
	残留農薬	1,074	716	0
	添加物	3,344	1,981	1
	病原微生物	-	1	0
	成分規格等	598	319	4
	カビ毒	955	639	0
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、 アルコール飲料等	遺伝子組換え食品	-	2	0
	残留農薬	118	130	0
	添加物	1,075	743	0
	成分規格等	857	404	1
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	カビ毒	178	94	0
	成分規格等	1,762	1,309	11
合 計 (延数)		95,929※3	58,416 実施率約61%	76

※1 検査項目の例

- ・抗菌性物質等 : 抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
- ・残留農薬 : 有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物 : 保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、防ばい剤等
- ・病原微生物 : 腸管出血性大腸菌O26、O103、O104、O111、O121、O145及びO157、リステリア・モノサイトゲネス、腸炎ビブリオ等
- ・成分規格等 : 成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群、放射性物質等(病原微生物を除く。))、貝毒(下痢性貝毒、麻痺性貝毒)等
- ・カビ毒 : アフラトキシン、デオキシニバレノール、パツリン等
- ・遺伝子組換え食品 : 安全性未審査遺伝子組換え食品
- ・放射線照射 : 放射線照射の有無

※2 抗菌性物質、残留農薬等の検査項目別の計画件数を示したもの

※3 各食品群の項目別件数に検査強化食品分として計画した10,000件を加算した件数

表4 モニタリング検査強化品目※¹(平成 28 年4月～9月※²)

対象国・地域	対象品目	検査項目
インド	カルダモンの未成熟果実	トリアゾホス
	クミンの種子	イプロベンホス
	ひよこ豆	アフラトキシン
	フェネルの種子	イプロベンホス
		プロフェノホス
中国	さといも	クロルピリホス
	ハスの種子	アフラトキシン
	養殖えび	マラカイトグリーン
	レイシ(ライチ)	4-クロルフェノキシ酢酸
タイ	赤とうがらし	プロピコナゾール
	生食用えび	腸炎ビブリオ最確数※ ³
	生食用ゆでがに	腸炎ビブリオ※ ³
ベトナム	えび	クロラムフェニコール
	養殖えび	スルファジアジン
		スルファメトキサゾール
フィリピン	生食用ウニ	腸炎ビブリオ最確数※ ³
	ゆでだこ	腸炎ビブリオ※ ³
エクアドル	カカオ豆	マラチオン
韓国	生食用アカガイ	腸炎ビブリオ最確数※ ⁴
スペイン	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン
フランス	ハト肉	オキシテトラサイクリン
米国	とうもろこし(爆裂種に限る。)	ピリミホスメチル

※¹ 検査命令を解除した品目を含む。なお、検査強化後 60 件もしくは1年の間に同一の違反事例が無い場合通常の監視体制とした。

※² 表5に含まれる品目を除く。

※³ 夏期の検査強化として全届出件数(100%)を対象に検査を実施(平成 28 年6月～10 月)

※⁴ 夏期の検査強化として全届出件数の 30%を対象に検査を実施(平成 28 年6月～10 月)

表5 検査命令へ移行した品目(平成28年4月～9月)

対象国・地域	対象品目	検査項目
韓国	キムチ(製造者限定)	腸管出血性大腸菌 O103
	まくわうり	クロルフェナビル
エジプト	キンセンカ	クロルピリホス
スペイン	うるち米	テブコナゾール
タイ	ゆでがに(製造者限定)	腸炎ビブリオ
中国	クミンの種子	プロフェノホス
チリ	キウイー	フェンヘキサミド
フランス	ナチュラルチーズ(製造者限定)	リステリア・モノサイトゲネス
米国	セロリ	ビフェントリン
ペルー	カカオ豆	2,4-D

表6 主な検査命令対象品目及び検査実績(平成28年4月～9月:速報値)

対象国・地域	主な対象品目	主な検査項目	検査 件数	違反 件数
全輸出国 (17品目)	アーモンド、チリペッパー、 落花生等	アフラトキシン	5,588	53
	キャッサバ、シアン含有豆類	シアン化合物	277	2
	すじこ	亜硝酸根	225	0
中国 (16品目)	野菜(えだまめ、たまねぎ、ほう れんそう等)、レイシ、あさり、は まぐり	残留農薬(エンドリン、クロルピリホス、 ジフェノコナゾール、ジフルベンズロン、 チアメトキサム、ディルドリン(アルドリン を含む。)、プロメトリン等)	10,628	9
	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	4,024	0
	加工食品	サイクラミン酸	333	0
	うなぎ、スッポン	残留動物用医薬品等(エンロフロキサ シン、オキシリニック酸、スルファジミジ ン)	138	0
	ハスの種子	アフラトキシン	2	0
韓国 (13品目)	トマト、パプリカ、ミニトマト	クロルピリホス、フルキンコナゾール	62	0
	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	60	0
	養殖ひらめ	エンロフロキサシン、オキシテトラサイク リン	4	0
タイ (10品目)	おくら、グリーンアスパラガス、ド リアン、バナナ、マンゴー、マン ゴスチン	EPN、イマザリル、クロルピリホス、シペ ルメトリン、プロピコナゾール、メタラキシ ル及びメフェノキサム	1,351	0
	ゆでがに	腸炎ビブリオ	10	0
イタリア (7品目)	アーモンド、ピスタチオナッツ	アフラトキシン	150	0
	米	ピリミホスメチル	18	0
	ナチュラルチーズ	リステリア・モノサイトゲネス	16	1
インド (7品目)	養殖えび	フラソリドン	898	1
	クミンの種子、紅茶、とうがらし、 ひよこ豆	グリホサート、トリアゾホス、プロフェノホ ス、ヘキサコナゾール	96	3
	ケツメイシ、フェネグリーク	アフラトキシン	92	3
米国 (7品目)	とうもろこし、ピスタチオナッツ	アフラトキシン	1,594	3
	セロリ	ビフェントリン	90	1
	ナチュラルチーズ	リステリア・モノサイトゲネス	5	0
その他(28カ国・1地域、総36品目)			16,081	35
合 計(延数)			41,742	111

表7 海外情報に基づき行った主な監視強化(平成 28 年4月～9月)

強化月	対象国	対象品目及び内容	経緯及び対応状況
5月	米国	冷凍野菜及び冷凍果実 (リステリア・モノサイトゲネ ス汚染のおそれ)	米国において、リステリア・モノサイトゲネ スに汚染されている可能性があるとして製造者が冷 凍野菜及び冷凍果実の自主回収を行っている との情報を受け、回収対象製品が輸入届出され た場合には、積戻し等を行うよう措置を講じた。

(参 考)主な用語説明

用語	説明
亜硝酸根	添加物(発色剤)
アフラトキシン	カビ毒(アスペルギルス属等の真菌により産生される。)
遺伝子組換え技術	細菌などの遺伝子の一部を切り取って、その構成要素の並び方を変えて元の遺伝子に戻したり、別の種類の生物の遺伝子に組み入れたりする技術
イプロベンホス	農薬(有機リン系殺菌剤)
イマザリル	農薬(イミダゾール系殺菌剤)
エンドリン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
エンロフロキサシン	動物用医薬品(ニューキノロン系合成抗菌剤)
オキシテトラサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系抗生物質)
オキシリニック酸	動物用医薬品(キノロン系合成抗菌剤)
グリホサート	農薬(有機リン系除草剤)
クロラムフェニコール	動物用医薬品
クロルピリホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
クロルフェナピル	農薬(ピロール環を有する殺虫剤)
下痢性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンが産生し二枚貝が蓄積する毒素の一種)
シアン化合物	有害有毒物質(一部豆類などの植物に含まれるシアン配糖体などのシアン関連化合物)
ジフェノコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
ジフルベンズロン	農薬(尿素系殺虫剤)
シベルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
スクラロース	添加物(甘味料)
スルファジアジン	動物用医薬品(合成抗菌剤)
スルファジミジン	動物用医薬品(合成抗菌剤)
スルファメトキサゾール	動物用医薬品(合成抗菌剤)
ソルビン酸	添加物(保存料)
チアメキサム	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
腸炎ビブリオ	病原微生物(海(河口部、沿岸部など)に生息する菌で、主に魚介類を汚染し、腹痛、水様下痢、発熱、嘔吐を引き起こす。)
腸管出血性大腸菌	病原微生物(動物の腸管内に生息する菌で、糞尿を介して食品、飲料水を汚染し、初期感冒様症状のあと、激しい腹痛と大量の新鮮血を伴う血便を引き起こす。)
ディルドリン(アルドリンを含む)	農薬(有機塩素系殺虫剤)
デオキシニバレノール	カビ毒(フザリウム属の真菌によって産生される。)
テブコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
トリアゾホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
二酸化硫黄	添加物(酸化防止剤)
パツリン	カビ毒(ペニシリウム属やアスペルギルス属等の真菌によって産生される。)
ビフェントリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ピリミホスメチル	農薬(有機リン系殺虫剤)
フェンヘキサミド	農薬(ヒドロキシアニリド系殺菌剤)

用語	説明
フラゾリドン	動物用医薬品(ニトロフラン系合成抗菌剤)、代謝物はAOZ
フルキンコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
プロピコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
プロフェノホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
プロメトリン	農薬(トリアジン系除草剤)
ヘキサコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
麻痺性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンが産生し二枚貝が蓄積する毒素の一種)
マラカイトグリーン	動物用医薬品(トリフェニルメタン系合成抗菌剤)
マラチオン	農薬(有機リン系殺虫剤)
メタラキシル	農薬(アニリド系殺菌剤)
メフェノキサム	農薬(アニリド系殺菌剤)
リステリア・モノサイトゲネス	病原微生物(自然環境中に広く常在する菌で、主に乳製品、食肉加工品を汚染し、倦怠感、発熱を伴うインフルエンザ様症状を引き起こす。)
2,4-D	農薬(フェノキシ酸系除草剤)
4-クロルフェノキシ酢酸	農薬(植物成長調整剤)
EPN	農薬(有機リン系殺虫剤)

○年次別食中毒発生状況

(昭和61年～平成28年(速報値))

年次	事件数	患者数	死者数	1事件当たりの 患者数	罹患率 (人口10万対)	死亡率 (人口10万対)
昭和61年	899	35556	7	39.6	29.2	0
62	840	25368	5	30.2	20.7	0
63	724	41,439	8	57.2	33.7	0.0
平成元年	927	36,479	10	39.4	29.6	0.0
2	926	37,561	5	40.6	30.4	0.0
3	782	39,745	6	50.8	32.0	0.0
4	557	29,790	6	53.5	23.9	0.0
5	550	25,702	10	46.7	20.6	0.0
6	830	35,735	2	43.1	28.6	0.0
7	699	26,325	5	37.7	21.2	0.0
8	1,217	46,327	15	38.1	36.8	0.0
9	1,960	39,989	8	20.4	31.7	0.0
10	3,010	46,179	9	15.3	36.5	0.0
	* 1,612 (53.6%)	1,612 (3.5%)	1			
11	2,697	35,214	7	13.1	27.8	0.0
	* 1,416 (52.5%)	1,416 (4.0%)	3			
12	2,247	43,307	4	19.3	34.2	0.0
	* 1,007 (44.8%)	1,007 (2.3%)	0			
13	1,928	25,862	4	13.4	20.3	0.0
	* 882 (45.7%)	882 (3.4%)	1			
14	1,850	27,629	18	14.9	21.7	0.0
	* 861 (46.5%)	861 (3.1%)	4			
15	1,585	29,355	6	18.5	23.0	0.0
	* 627 (39.6%)	627 (2.1%)	2			
16	1,666	28,175	5	16.9	22.1	0.0
	* 678 (40.7%)	678 (2.4%)	2			
17	1,545	27,019	7	17.5	21.1	0.0
	* 587 (38.0%)	587 (2.2%)	2			
18	1,491	39,026	6	26.2	30.5	0.0
	* 359 (24.1%)	359 (0.9%)	5			
19	1,289	33,477	7	26.0	26.2	0.0
	*294 (22.8%)	*294 (0.9%)	4			
20	1,369	24,303	4	17.8	19.0	0.0
	*314 (22.9%)	*314 (1.3%)	3			
21	1,048	20,249	0	19.3	15.9	0.0
	*196 (18.7%)	*196 (1.0%)	0			
22	1,254	25,972	0	20.7	20.3	0.0
	*214 (17.1%)	*214 (0.8%)	0			
23	1,062	21,616	11	20.4	16.9	0.0
	*161 (15.2%)	*161 (0.7%)	0 (0.0%)			
24	1,100	26,699	11	24.3	20.9	0.0
	*176 (16.0%)	*176 (0.7%)	0 (0.0%)			
25	931	20,802	1	22.3	16.3	0.0
	*175 (18.8%)	*175 (0.8%)	1 (100.0%)			
26	976	19,355	2	19.8	15.2	0.0
	*189 (19.4%)	*189 (1.0%)	2 (100.0%)			
27	1,202	22,718	6	18.9	17.9	0.0
	*210 (17.5%)	*210 (0.9%)	4 (66.7%)			
28(速報)	1,134	19,925	14	17.6	15.7	0.0
	*183 (16.1%)	*183 (0.9%)	3 (21.4%)			

* 患者数1人の事例。()内は全体に対する患者数1人の事例の割合

○年次別原因施設別食中毒発生状況

施設別	年次	10年		11年		12年		13年		14年		15年		16年		17年		18年		19年	
		事件数	割合(%)	事件数	割合(%)	事件数	割合(%)	事件数	割合(%)	事件数	割合(%)	事件数	割合(%)	事件数	割合(%)	事件数	割合(%)	事件数	割合(%)	事件数	割合(%)
総 数		3,010	100	2,631	100	2,247	100	1,928	100	1,850	100	1,585	100	1,666	100	1,545	100	1,491	100	1,289	100
家 庭		580	19.3	384	14.6	311	13.8	206	10.7	183	9.9	144	9.1	212	12.7	134	8.7	159	10.7	128	9.9
事 業 場		80	2.7	64	2.4	62	2.8	45	2.3	54	2.9	56	3.5	64	3.8	50	3.2	47	3.2	39	3.0
学 校		26	0.9	21	0.8	30	1.3	28	1.5	27	1.5	33	2.1	19	1.1	32	2.1	30	2.0	20	1.6
病 院		11	0.4	22	0.8	17	0.8	14	0.7	17	0.9	9	0.6	11	0.7	11	0.7	15	1.0	9	0.7
旅 館		169	5.6	113	4.3	105	4.7	109	5.7	97	5.2	88	5.6	108	6.5	83	5.4	144	9.7	103	8.0
飲 食 店		502	16.7	439	16.7	497	22.1	468	24.3	468	25.3	485	30.6	462	27.7	534	34.6	612	41.0	582	45.2
販 売 店		28	0.9	24	0.9	12	0.5	5	0.3	7	0.4	6	0.4	14	0.8	12	0.8	10	0.7	14	1.1
製 造 所		25	0.8	17	0.6	18	0.8	23	1.2	11	0.6	14	0.9	14	0.8	7	0.5	10	0.7	18	1.4
仕 出 し 屋		101	3.4	95	3.6	57	2.5	59	3.1	50	2.7	49	3.1	48	2.9	56	3.6	79	5.3	69	5.4
行 商		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
採 取 場 所		4	0.1	2	0.1	2	0.1	8	0.4	4	0.2	1	0.1	2	0.1	0	0.0	0	0.0	1	0.1
そ の 他		26	0.9	30	1.1	35	1.6	24	1.2	22	1.2	19	1.2	20	1.2	22	1.4	27	1.8	20	1.6
不 明		1,458	48.4	1,420	54.0	1,101	49.0	939	48.7	910	49.2	681	43.0	692	41.5	604	39.1	358	24.0	286	22.2

施設別	年次	20年		21年		22年		23年		24年		25年		26年		27年		28年(連続)	
		事件数	割合(%)	事件数	割合(%)	事件数	割合(%)	事件数	割合(%)	事件数	割合(%)	事件数	割合(%)	事件数	割合(%)	事件数	割合(%)	事件数	割合(%)
総 数		1,369	100	1,048	100	1,254	100	1,062	100	1,100	100	931	100	976	100	1,202	100	1,134	100
家 庭		151	11.0	95	9.1	155	12.4	88	8.3	117	10.6	71	7.6	79	8.1	117	9.7	119	10.5
事 業 場		48	3.5	43	4.1	37	3.0	35	3.3	45	4.1	44	4.7	37	3.8	42	3.5	51	4.5
学 校		21	1.5	15	1.4	22	1.8	15	1.4	19	1.7	16	1.7	10	1.0	12	1.0	17	1.5
病 院		2	0.1	8	0.8	6	0.5	2	0.2	3	0.3	5	0.5	6	0.6	7	0.6	4	0.4
旅 館		78	5.7	84	8.0	78	6.2	57	5.4	66	6.0	47	5.0	48	4.9	64	5.3	49	4.3
飲 食 店		634	46.3	562	53.6	662	52.8	640	60.3	614	55.8	549	59.0	590	60.5	742	61.7	714	63.0
販 売 店		12	0.9	10	1.0	16	1.3	16	1.5	16	1.5	30	3.2	29	3.0	23	1.9	31	2.7
製 造 所		12	0.9	9	0.9	9	0.7	6	0.6	13	1.2	10	1.1	8	0.8	7	0.6	7	0.6
仕 出 し 屋		62	4.5	25	2.4	54	4.3	45	4.2	45	4.1	37	4.0	35	3.6	53	4.4	39	3.4
行 商		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
採 取 場 所		4	0.3	0	0.0	4	0.3	0	0.0	1	0.1	1	0.1	0	0.0	0	0.0	1	0.1
そ の 他		17	1.2	13	1.2	22	1.8	16	1.5	20	1.8	15	1.6	7	0.7	17	1.4	16	1.4
不 明		328	24.0	184	17.6	189	15.1	142	13.4	141	12.8	106	11.4	127	13.0	118	9.8	86	7.6

○年次別原因食品別食中毒発生状況

食品別	年次	10年		11年		12年		13年		14年		15年		16年		17年		18年		19年	
		事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)
総 数		3,010	100	2,631	100	2,247	100	1,928	100	1,850	100	1,585	100	1,666	100	1,545	100	1,491	100	1,289	100
魚介類	総 数	251	8.3	212	8.1	189	8.4	189	9.8	174	9.4	139	8.8	147	8.8	114	7.4	80	5.4	68	5.3
	貝 類	88	2.9	84	3.2	108	4.8	113	5.9	92	5.0	73	4.6	69	4.1	48	3.1	28	1.9	12	0.9
	フ グ	27	0.9	19	0.7	29	1.3	31	1.6	37	2.0	38	2.4	44	2.6	40	2.6	26	1.7	29	2.2
	そ の 他	136	4.5	109	4.1	52	2.3	45	2.3	45	2.4	28	1.8	34	2.0	26	1.7	26	1.7	27	2.1
魚介類加工品	総 数	10	0.3	21	0.8	15	0.7	11	0.6	10	0.5	7	0.4	9	0.5	15	1.0	8	0.5	22	1.7
	魚肉ねり製品	1	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0.0	1	0.1	0	0.0	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	そ の 他	9	0.3	20	0.8	14	0.6	11	0.6	9	0.5	7	0.4	8	0.5	15	1.0	8	0.5	22	1.7
肉類及びその加工品		32	1.1	36	1.4	45	2.0	56	2.9	55	3.0	70	4.4	52	3.1	95	6.1	71	4.8	83	6.4
卵類及びその加工品		46	1.5	37	1.4	42	1.9	35	1.8	22	1.2	22	1.4	13	0.8	14	0.9	7	0.5	8	0.6
乳類及びその加工品		4	0.1	4	0.2	4	0.2	3	0.2	0	0.0	3	0.2	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1
穀類及びその加工品		32	1.1	18	0.7	25	1.1	23	1.2	27	1.5	18	1.1	28	1.7	17	1.1	26	1.7	22	1.7
野菜類及びその加工品	総 数	128	4.3	93	3.5	90	4.0	58	3.0	87	4.7	69	4.4	100	6.0	63	4.1	97	6.5	78	6.1
	豆 類	0	0.0	1	0.0	4	0.2	0	0.0	3	0.2	1	0.1	0	0.0	0	0.0	33	2.2	1	0.1
	きのこ類	102	3.4	71	2.7	64	2.8	36	1.9	60	3.2	50	3.2	81	4.9	44	2.8	44	3.0	60	4.7
	そ の 他	26	0.9	21	0.8	22	1.0	22	1.1	24	1.3	18	1.1	19	1.1	19	1.2	20	1.3	17	1.3
菓 子 類		21	0.7	14	0.5	19	0.8	14	0.7	11	0.6	19	1.2	13	0.8	8	0.5	11	0.7	12	0.9
複合調理食品		147	4.9	103	3.9	86	3.8	82	4.3	85	4.6	73	4.6	90	5.4	83	5.4	141	9.5	95	7.4
そ の 他		435	14.5	452	17.2	464	20.6	363	18.8	388	21.0	408	25.7	422	25.3	464	30.0	582	39.0	547	42.4
不 明		1,904	63.3	1,641	62.4	1,268	56.4	1,094	56.7	991	53.6	757	47.8	791	47.5	671	43.4	467	31.3	353	27.4

食品別	年次	20年		21年		22年		23年		24年		25年		26年		27年		28年(推定)	
		事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)
総 数		1,369	100	1,048	100	1,254	100	1,062	100	1,100	100	931	100	976	100	1,202	100	1,134	100
魚介類	総 数	106	7.7	94	9.0	128	10.2	137	12.9	150	13.6	135	14.5	155	15.9	209	17.4	173	15.3
	貝 類	35	2.6	41	3.9	63	5.0	50	4.7	49	4.5	30	3.2	26	2.7	73	6.1	35	3.1
	フ グ	40	2.9	24	2.3	27	2.2	17	1.6	14	1.3	16	1.7	27	2.8	29	2.4	17	1.5
	そ の 他	31	2.3	29	2.8	38	3.0	70	6.6	87	7.9	89	9.6	102	10.5	107	8.9	121	10.7
魚介類加工品	総 数	15	1.1	9	0.9	8	0.6	7	0.7	14	1.3	11	1.2	12	1.2	15	1.2	20	1.8
	魚肉ねり製品	2	0.1	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.2
	そ の 他	13	0.9	8	0.8	8	0.6	7	0.7	14	1.3	11	1.2	12	1.2	15	1.2	18	1.6
肉類及びその加工品		96	7.0	91	8.7	80	6.4	76	7.2	51	4.6	48	5.2	83	8.5	64	5.3	78	6.9
卵類及びその加工品		10	0.7	10	1.0	7	0.6	5	0.5	6	0.5	2	0.2	8	0.8	1	0.1	3	0.3
乳類及びその加工品		0	0.0	0	0.0	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.1	0	0.0	0	0.0
穀類及びその加工品		23	1.7	12	1.1	13	1.0	13	1.2	16	1.5	10	1.1	7	0.7	7	0.6	12	1.1
野菜類及びその加工品	総 数	87	6.4	54	5.2	104	8.3	49	4.6	71	6.5	53	5.7	44	4.5	48	4.0	67	5.9
	豆 類	1	0.1	2	0.2	0	0.0	1	0.1	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	きのこ類	64	4.7	40	3.8	91	7.3	37	3.5	57	5.2	36	3.9	24	2.5	38	3.2	42	3.7
	そ の 他	22	1.6	12	1.1	13	1.0	11	1.0	13	1.2	17	1.8	20	2.0	10	0.8	25	2.2
菓 子 類		9	0.7	7	0.7	9	0.7	5	0.5	9	0.8	9	1.0	3	0.3	4	0.3	3	0.3
複合調理食品		103	7.5	59	5.6	79	6.3	73	6.9	74	6.7	55	5.9	64	6.6	69	5.7	87	7.7
そ の 他		531	38.8	469	44.8	560	44.7	486	45.8	520	47.3	470	50.5	451	46.2	629	52.3	558	49.2
不 明		389	28.4	243	23.2	265	21.1	211	19.9	189	17.2	138	14.8	148	15.2	156	13.0	133	11.7

○年次別病因物質別食中毒発生状況

年次	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
食品別	事件数	割合(%)	事件数	割合(%)	事件数	割合(%)	事件数	割合(%)	事件数	割合(%)
総数	3,010	100	2,631	100	2,247	100	1,928	100	1,850	100
細菌 (総数)	2,620	87.0	2,299	87.4	1,783	79.4	1,469	76.2	1,377	74.4
サルモネラ	757	25.1	805	30.6	518	23.1	361	18.7	465	25.1
ブドウ球菌	85	2.8	67	2.5	87	3.9	92	4.8	72	3.9
ボツリヌス菌	1	0.0	3	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0
腸炎ビブリオ	839	27.9	641	24.4	422	18.8	307	15.9	229	12.4
病原大腸菌	285	9.5	244	9.3	219	9.7	223	11.6	97	5.2
腸管出血性大腸菌	16	0.5	7	0.3	16	0.7	24	1.2	13	0.7
その他の病原大腸菌	269	8.9	237	9.0	203	9.0	199	10.3	84	4.5
ウエルシュ菌	39	1.3	21	0.8	32	1.4	22	1.1	37	2.0
セレウス菌	20	0.7	11	0.4	10	0.4	9	0.5	7	0.4
エルシニア・エンテロリチ	1	0.0	3	0.1	1	0.0	4	0.2	8	0.4
カンピロバクター・ジェジュニ/コリ	553	18.4	484	18.4	469	20.9	428	22.2	447	24.2
ナグビブリオ	1	0.0	3	0.1	5	0.2	1	0.1	2	0.1
コレラ菌	0	0.0	0	0.0	1	0.0	1	0.1	0	0.0
赤痢菌	0	0.0	0	0.0	1	0.0	3	0.2	2	0.1
チフス菌	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
パラチフスA菌	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他細菌	39	1.3	17	0.6	18	0.8	18	0.9	9	0.5
ウイルス (総数)	123	4.1	107	4.1	247	11.0	270	14.0	269	14.5
ノロウイルス	123	4.1	107	4.1	245	10.9	269	14.0	268	14.5
その他のウイルス	0	0.0	0	0.0	2	0.1	1	0.1	1	0.1
寄生虫 (総数)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クダア※	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サルコシステリス※	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アニサキス※	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の寄生虫※	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学物質	14	0.5	7	0.3	7	0.3	8	0.4	9	0.5
自然毒 (総数)	147	4.9	118	4.5	113	5.0	89	4.6	123	6.6
植物性自然毒	114	3.8	83	3.2	76	3.4	49	2.5	79	4.3
動物性自然毒	33	1.1	35	1.3	37	1.6	40	2.1	44	2.4
その他	1	0.0	2	0.1	5	0.2	1	0.1	2	0.1
不明	105	3.5	98	3.7	92	4.1	91	4.7	70	3.8

※平成25年から食中毒事件票に病因物質種別として追加

年次	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	28年(推)
食品別	事件数	割合(%)	事件数	割合(%)	事件数	割合(%)	事件数	割合(%)	事件数
総数	1,369	100	1,048	100	1,254	100	1,082	100	1,100
細菌 (総数)	778	56.8	536	51.1	580	46.3	543	51.1	419
サルモネラ	99	7.2	67	6.4	73	5.8	67	6.3	40
ブドウ球菌	58	4.2	41	3.9	33	2.6	37	3.5	44
ボツリヌス菌	0	0.0	0	0.0	1	0.1	0	0.0	1
腸炎ビブリオ	17	1.2	14	1.3	36	2.9	9	0.8	9
病原大腸菌	29	2.1	36	3.4	35	2.8	49	4.6	21
腸管出血性大腸菌	17	1.2	26	2.5	27	2.2	25	2.3	16
その他の病原大腸菌	12	0.9	10	1.0	8	0.6	24	2.3	5
ウエルシュ菌	34	2.5	20	1.9	24	1.9	24	2.3	26
セレウス菌	21	1.5	13	1.2	15	1.2	10	0.9	2
エルシニア・エンテロリチ	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3
カンピロバクター・ジェジュニ/コリ	509	37.2	345	32.9	361	28.8	336	31.6	266
ナグビブリオ	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1
コレラ菌	3	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
赤痢菌	3	0.2	0	0.0	1	0.1	7	0.7	0
チフス菌	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
パラチフスA菌	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
その他細菌	4	0.3	0	0.0	1	0.1	4	0.4	6
ウイルス (総数)	304	22.2	290	27.7	403	32.1	302	28.4	432
ノロウイルス	303	22.1	288	27.5	399	31.8	296	27.9	416
その他のウイルス	1	0.1	2	0.2	4	0.3	6	0.6	16
寄生虫 (総数)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クダア※	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サルコシステリス※	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アニサキス※	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の寄生虫※	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学物質	27	2.0	13	1.2	9	0.7	12	0.6	15
自然毒 (総数)	152	11.1	92	8.8	139	11.1	69	6.4	97
植物性自然毒	91	6.6	53	5.1	105	8.4	47	4.4	70
動物性自然毒	61	4.5	39	3.7	34	2.7	22	2.1	27
その他	17	1.2	17	1.6	28	2.2	68	6.3	107
不明	91	6.6	100	9.5	95	7.6	68	6.4	30

※平成25年から食中毒事件票に病因物質種別として追加